

保険会社向けの総合的な監督指針

様式・参考資料編

I. 申請書等様式集

法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。なお、以下の書式は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。

(1) 保険会社関係（別紙様式 1～76）

（注）外国保険会社等及び免許特定法人が保険会社に係る保険業法の規定の準用規定により、申請等を行う場合の申請等に係る様式は、別紙様式集に特段の定めがないものについては、保険会社の申請様式等を準用するものとする。

この場合における「会社名」は、外国保険会社等にあつては「外国保険会社等名」に、免許特定法人にあつては「免許特定法人名」に、また「代表者名」は、「日本における代表者名」にそれぞれ読み替えるものとする。

(2) 保険持株会社関係（別紙様式 1～24）

(3) 保険仲立人関係（別紙様式 1～37）

(4) 保険主要株主関係（別紙様式 1～11）

II. その他報告等様式集

II-3-10-3 (3) 障害発生等報告書

III-1-3-2 (1) 検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

III-1-4-2 金融機関の支店認可等に係る登録免許税納付額報告書

III-1-7-2 (1) 保険会社に関する苦情受付票

- Ⅲ－１－７－２（２） 金融機関に関する苦情受付件数調べ
- Ⅲ－１－８－２（２） 法令解釈等の照会を受けた際の回答について判断がつかないものについての連絡箋
- Ⅲ－１－８－２（４） 法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ回覧するための応接箋
- Ⅲ－２－１① 生命保険募集人登録申請書（規則別紙様式第１６号）記載事項
- Ⅲ－２－２② 損害保険募集代理店登録申請書（規則別紙様式第１６号）記載事項
- Ⅳ－６－２ 別紙１．届出内容評価表（生命保険会社用）
別紙２．届出内容評価表（損害保険会社用）
別紙３．認可申請内容評価表（生命保険会社用）
別紙４．認可申請内容評価表（損害保険会社用）
別紙５．商品の概要書（生命保険会社用）
別紙６．数理事項についての概要書（生命保険会社用）
別紙７．商品の概要書（損害保険会社用）

Ⅲ．参考資料

- [資料１] Ⅲ－１－８－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応
金融庁における法令適用事前確認手続きに関する細則

I. 申請書等様式集

(1) 保険会社関係(別紙様式1～76)

<目次>

別紙様式 1	保険業の免許申請書
別紙様式 2	兼職認可申請書
別紙様式 3	兼職認可申請書の提出について
別紙様式 4	減資認可申請書
別紙様式 5	社員配当準備金等の積立ての例外に係る認可申請書
別紙様式 6	業務の代理又は事務の代行に関する認可申請書
別紙様式 7	特定関係者(又は特殊関係者)との間の取引等に係る承認申請書
別紙様式 8	子会社対象保険会社等を子会社とすることに係る認可申請書
別紙様式 9	保険業法第 106 条第 5 項に定める事由により子会社となった子会社対象保険会社等を 1 年を超えて子会社とすることに係る認可申請書
別紙様式 10	子会社の業務を変更することに係る認可申請書
別紙様式 11	業務報告書の提出延期承認申請書
別紙様式 12	市場価格のある株式の評価益計上の認可申請書
別紙様式 13	価格変動準備金の不積立ての認可申請書
別紙様式 14	価格変動準備金の取崩しの認可申請書
別紙様式 15	保険計理人の選任届出書
別紙様式 16	保険計理人の退任届出書
別紙様式 17	事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法書の変更認可申請書
別紙様式 18	事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法書の変更届出書
別紙様式 19	定款変更認可申請書
別紙様式 20	保険業の開始届出書
別紙様式 21	保険業法第 106 条第 1 項第 9 号(又は第 10 号)に掲げる会社を子会社とする届出書
別紙様式 22	子会社が子会社でなくなった届出書
別紙様式 23	子会社が子会社対象保険会社に該当しない子会社になった届出書
別紙様式 24	資本の額の増額届出書
別紙様式 25	基金の総額の増額届出書
別紙様式 26	定款(又は定款に準ずる書類)変更届出書
別紙様式 27	外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所設置届出書
別紙様式 28	総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることに係る届出書
別紙様式 29	新株予約権発行届出書
別紙様式 30	新株予約権付社債発行届出書
別紙様式 31	役員就退任届出書
別紙様式 32	保険業法施行規則第 57 条第 1 項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした届出書
別紙様式 33	子会社の議決権の取得(又は保有)届出書
別紙様式 34	保険会社(又は外国保険会社等)を子会社とする者の変更届出書
別紙様式 35	子会社の商号等変更届出書
別紙様式 36	子会社の本店の所在地変更届出書
別紙様式 37	子会社の業務の内容変更届出書
別紙様式 38	子会社の合併届出書
別紙様式 39	子会社の解散(又は業務の全部の廃止)届出書
別紙様式 40	国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)届出書
別紙様式 41	国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は基準議決権数を超える議決権を保有しなくなった)届出書
別紙様式 42	子会社対象会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)届出書
別紙様式 43	基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった届出書
別紙様式 44	特殊関係者を新たに有することとなった届出書

別紙様式	45	特殊関係者でなくなった届出書
別紙様式	46	基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(又は特殊関係者)の業務の内容を変更する場合の届出書
別紙様式	47	外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所廃止届出書
別紙様式	48	危険準備金の不積立て等の届出書
別紙様式	49	回払契約の割合届出書
別紙様式	50	異常危険準備金の計算に係る届出書
別紙様式	51	「財務再保険」契約締結届出書
別紙様式	52	「財務再保険」契約中途解約届出書
別紙様式	53	劣後特約付金銭消費貸借(社債)による借入れ(発行)届出書
別紙様式	54	劣後特約付金銭消費貸借(社債)の期限前弁済(償還)届出書
別紙様式	55	自己株式を取得する場合の届出書
別紙様式	56	不祥事件届出書
別紙様式	57	外国生命保険業(又は外国損害保険業)の免許申請書
別紙様式	58	日本における事業の方法書、日本において締結する保険契約の普通保険約款並びに日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更認可申請書
別紙様式	59	日本における事業の方法書、日本において締結する保険契約の普通保険約款並びに日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更届出書
別紙様式	60	外国保険業者の駐在員事務所等設置届出書
別紙様式	61	外国保険業者の駐在員事務所等廃止届出書
別紙様式	62	外国保険業者の駐在員事務所等の保険業に関する情報の収集又は提供その他保険業に関連を有する業務の廃止届出書
別紙様式	63	外国保険業者の駐在員事務所等変更届出書
別紙様式	64	引受社員の日本における事業に係る事業の方法書、引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款並びに引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更認可申請書
別紙様式	65	引受社員の日本における事業に係る事業の方法書、引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款並びに引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更届出書
別紙様式	66	代表者又は管理人(別表)(登録申請書添付書類)
別紙様式	67	保険業法第277条第2項第2号の規定に基づく法人代理店の役員の氏名及び住所を記載した書面(登録申請書添付書類)
別紙様式	68	生命保険募集人登録済通知書
別紙様式	69	損害保険代理店登録済通知書
別紙様式	70	登録の拒否について
別紙様式	71	代申支社の届出書
別紙様式	72	生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書
別紙様式	73	生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書別紙
別紙様式	74	損害保険代理店代理申請書
別紙様式	75	損害保険代理店登録関係書類送付案内
別紙様式	76	登録の抹消について

内閣総理大臣 殿
(金融庁長官経由)

商号又は名称
代表者名 印

保険業の免許申請書

当社は、今般保険業を行いたく、保険業法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保険業の免許を申請いたします。

添付書類

1. 別紙様式1の2
2. 保険業法第4条第2項に掲げる書類
 - (1) 定款
 - (2) 事業方法書
 - (3) 普通保険約款
 - (4) 保険料及び責任準備金の算出方法書
3. 保険業法施行規則第6条第1項に掲げる書類
 - (1) 理由書
 - (2) 会社登記簿の謄本
 - (3) 創立総会の議事録若しくは株主総会の議事録又はこれに代わる書面
 - (4) 簡易な分割手続による場合の取締役会の議事録
 - (5) 事業計画書
 - (6) 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (7) 取締役及び監査役(取締役及び執行役)の履歴書
 - (8) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面(相互会社の場合にあつては、社員になろうとする者の名簿)
 - (9) 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
 - (10) 申請者が子会社等を有する場合には、次に掲げる書類
 - イ) 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - ロ) 当該子会社等の役員の役職名及び氏名を記載した書類
 - ハ) 当該子会社等の業務の内容を記載した書類
 - ニ) 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - ホ) 申請者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類
 - (11) その他参考となるべき事項を記載した書類
4. 商法第254条の2(取締役の欠格事由)(商法特例法第21条の14第7項第5号及び保険業法第51条第2項において準用する場合を含む。)に該当しないことを証明する書類
5. 商法第280条第1項(監査役の欠格事由)又は保険業法第53条第2項において準用する商法第254条の2に該当しないことを証明する書類
6. 親会社に関する書類
 - (1) 親会社と当該会社との取引関係を明らかにする書類
 - (2) 親会社の貸借対照表、損益計算書及び利益金の処分又は損失金の処分に関する書面
 - (3) 親会社グループ概要
7. 組織図
8. 登録免許税納付書
9. 商法第189条第1項(保険業法第23条第4項において準用する場合を含む。)の規定による払込金保管者の証明書
10. 商業登記法第80条第2号から6号、第8号及び第9号に定める書類
11. 公正取引委員会の株式取得認可書(写)

(注) 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営む場合は、上記添付書類8から10に代えて以下の書類を提出する。

- イ) 従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録
- ロ) 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面
- ハ) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面

別紙様式1の2(生命保険業)

商号又は名称				
資本の額又は基金の総額				
取締役及び監査役の役職名及び氏名(注)				
受けようとする免許の種類				
本店又は主たる事務所の所在地				
業績予想				
		設立当該期	翌期	翌々期
主要勘定	… … … …			
資本勘定	資本金 …			
収支見込	経常収益 … 経常費用 … 経常利益 当期純利益			
経営諸指標(%)	主要利回 … … 一般勘定資産利回り 総資産利回り			
	配当率 ソルベンシーマージン比率 ……			
役員又は従業員の数		常勤役員 名	非常勤役員 名	従業員 名

(注) 委員会等設置会社等にあつては、監査役を執行役と読み替える。

別紙様式1の2(損害保険業)

商号又は名称				
資本の額又は基金の総額				
取締役及び監査役の役職名及び氏名(注)				
受けようとする免許の種類				
本店又は主たる事務所の所在地				
業績予想				
		設立当該期	翌期	翌々期
主要勘定	… … … …			
資本勘定	資本金 …			
収支見込	経常収益 … 経常費用 … 経常利益 当期純利益			
経営諸指標(%)	主要利回 … … 運用資産利回り 総資産利回り			
	配当率 資本金利益率 損害率 事業費率 …… ソルベンシーマージン比率 ……			
役員又は従業員の数		常勤役員 名	非常勤役員 名	従業員 名

(注) 委員会等設置会社等にあつては、監査役を執行役と読み替える。

別紙様式2

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
役職名及び氏名 印

兼職認可申請書

〇〇〇〇の常務に従事いたしたく、保険業法第8条第2項(又は保険業法第192条第3項)の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式2の2
- 2 履歴書
- 3 兼職をする他の会社に係る下記の書面
 - (1) 定款(これに準ずるものを含む。)
 - (2) 最終の貸借対照表
 - (3) 最終の損益計算書
 - (4) 最終の事業報告書
 - (5) 最終の利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面
 - (6) その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式2の2

申請者の氏名	
保険会社での役職名	
当該他の会社の商号又は名称	
当該他の会社での役職名	
兼職開始予定日	年 月 日()
理 由	
保険会社及び当該他の会社 における常務の処理方法	
保険会社及び当該他の会社 との取引その他の関係	

(注) 外国保険会社等にあつては、保険会社を外国保険会社等と読み替える。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

兼職認可申請書の提出について

保険業法施行規則第14条の2第1項(又は保険業法施行規則第133条第1項)の規定に基づき、下記の者に係る兼職認可申請書を提出いたします。

記

氏 名	
保険会社での役職名	
兼職を申請する他の会社の 商号又は名称	

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

減資認可申請書

資本の額を減少いたしたく、保険業法第17条第6項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式4の2
- 2 株主総会の議事録
- 3 貸借対照表
- 4 法第17条第1項の規定による公告をしたことを証する書面
- 5 法第17条第2項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の規則第18条に規定する金額が、法第17条第4項に定める割合を超えなかったことを証する書面
- 6 商法第376条第1項(資本の減少に関する債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は資本の減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 7 株式の併合をする場合においては、商法第215条第1項(株式の併合の公告等)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面
- 8 株式の消却をする場合においては、商法第213条第2項(株式の消却の手続)において準用する同法第215条第1項の規定による公告及び通知をしたことを証する書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式4の2

理 由				
実 行 予 定 日	年 月 日 ()			
現 行 の 資 本 の 額	百万株	百万円		
減 少 す る 資 本 の 額	百万株	百万円		
減 少 後 の 資 本 の 額	百万株	百万円		
資本の額の減少の方法				
前回の増減資年月日	年 月 日 ()			
前 回 の 増 減 資 額	百万株	百万円		
諸 比 率 等 の 推 移		減 資 直 前 期	減 資 実 行 期	減 資 実 行 翌 期
	資 本 金 利 益 率 (%)			
	ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率 (%)			
	実 質 資 産 負 債 差 額 (百 万 円)			
減 資 の 日 程				

(注)資本金利益率は、次の算式により計算すること

$$\text{資本金利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均資本金}} \times 100$$

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

社員配当準備金等の積立ての例外に係る認可申請書

○年度の決算について、保険業法第58条第4項の規定の適用を受けたく、同条第5項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 社員総会又は総代会の議事録
- 3 定款の一部変更に関する事項を記載した書面及び定款(案)
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

業務の代理又は事務の代行に関する認可申請書

〇〇〇〇に係る業務の代理又は事務の代行を行いたく、保険業法第98条第2項(又は保険業法第199条において準用する法第98条第2項)の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式6の2
- 2 業務の代理又は事務の代行に関する契約書(いわゆる協調融資に係る認可申請を行う場合には、契約書の雛形でも可とする。)
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式6の2

理 由	
業 務 の 種 類	
契 約 の 相 手 方 (会社名、所在地等)	
業 務 の 範 囲	
条 件 (手 数 料 等)	
業 務 を 行 う 地 域	
業 務 開 始 予 定 日	年 月 日 ()

(注)

- 1 共同保険については、契約の相手方のうち会社名・所在地を除くことができるものとする。
- 2 契約の相手方について、いわゆる協調融資に係る認可申請を行う場合は業種の記載でも可とする。

別紙様式7

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

特定関係者(又は特殊関係者)との間の取引等に係る承認申請書

特定関係者(又は特殊関係者)との間において、取引又は行為をいたしたく、保険業法第100条の3ただし書(又は保険業法第194条ただし書)の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式7の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式7の2

取引の相手方	商号、名称又は氏名	
	住所又は本店所在地	
	代 表 者	
	保険会社との関係 (注1)	
	主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
取引内容	取引の内容	
	支 援 金 額	
当該相手方と行った過去の取引内容(注2)		
取引を行う理由(注3)		
取 引 予 定 日		年 月 日()

(注)

- 1 取引の相手方が特定関係者(又は特殊関係者)の顧客である場合は、当該特定関係者(又は特殊関係者)と保険会社との関係についても記載すること。
- 2 件数及び支援金額については、各年度毎に記載すること。取引の相手方が特定関係者(又は特殊関係者)の顧客である場合は、当該特定関係者(又は特殊関係者)と保険会社との過去の取引内容についても記載すること。
- 3 保険業法施行規則第54条(又は保険業法施行規則第134条)に規定するやむを得ない理由があることについても説明すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

子会社対象保険会社等を子会社とすることに係る認可申請書

〇〇を子会社とすることについて、保険業法第106条第4項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式8の2
- 2 申請者に関する次に掲げる書類
 - (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 本件認可後における収支の見込みを記載した書類
 - (3) 株式交換により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類
 - ① 株主総会の議事録等
 - ② 株式交換契約書
 - ③ 株式交換費用を記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
 - (1) 申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 本件認可後における申請者及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支の見込みを記載した書類
- 4 申請に係る子会社対象保険会社等に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る子会社対象保険会社等の役員の履歴書
- 7 申請に係る子会社対象保険会社等の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

申請に係る会社の概要	名 称				
	主たる営業所又は事務所の位置				
	従たる営業所の所在地				
	業 務 の 内 容	(保険業法第106条第1項第 号に該当)			
	会 社 の 状 況 (直近の決算期より) (注1)	売上高: 経常損益: 当期損益:	総資産: 資本金:		
	役員 の 役 職 名 及 び 氏 名				
	役員及び従業員の数				
	主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)			
総株主等の議決権 ・保有する議決権の数の状況		認可事由発生前①	認可事由発生後 ②	増減 (②-①)	
	総株主等の議決権	個	個	個	
	保有議決権数(注2)	個	個	個	
	保有議決権割合 (注2)	%	%	%	
子会社とする理由					
実 行 予 定 日	年 月 日 ()				
現 地 当 局 の 認 可 等 の 取得(予定)年月日(注3)	年 月 日 ()				

(注)

- 「会社の状況」について
当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)
- 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について
申請者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入し、保有状況についてそれぞれ様式に従い記入すること。
- 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」について
現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

保険業法第106条第5項に定める事由により子会社となった子会社対象保険会社等を
1年を超えて子会社とすることに係る認可申請書

〇〇を引き続き1年を超えて子会社とすることについて、保険業法第106条第5項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式9の2
- 2 申請者に関する次に掲げる書類
 - (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 本件認可後における収支の見込みを記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
 - (1) 申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 申請者及びその子会社等の本件認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類
- 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る子会社を引き続き子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る子会社の役員の履歴書
- 7 申請に係る子会社の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式9の2

申請に係る子会社の概要	名 称	
	主たる営業所又は事務所の位置	
	従たる営業所の所在地	
	業 務 の 内 容	(保険業法第106条第1項第 号に該当)
	会 社 の 状 況 (直近の決算期より) (注1)	売上高: 総資産: 経常損益: 資本金: 当期損益:
	役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
	役員及び従業員の数	
	主 要 株 主 等 の 構 成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
保 有 議 決 権 数	個(総株主の議決権に対する割合 %)	
引き続き子会社とする理由		
子 会 社 と し た 日	年 月 日()	
現 地 当 局 の 認 可 等 の 取 得 (予 定) 年 月 日 (注 2)	年 月 日()	

(注)

1 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

2 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」について

現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名

印

子会社の業務を変更することに係る認可申請書

子会社である〇〇を保険業法第106条第1項第〇号に該当する会社とすることについて、保険業法第106条第6項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式10の2
- 2 申請者に関する次に掲げる書類
 - (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 本件認可後における収支の見込みを記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
 - (1) 申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 本件認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類
- 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る子会社の役員の履歴書
- 6 申請に係る子会社の組織図
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式10の2

申請に係る子会社の概要	名 称		
	主たる営業所又は事務所の位置		
	従たる営業所の所在地		
	業務の内容	変更前	(保険業法第106条第1項第 号に該当)
		変更後	(保険業法第106条第1項第 号に該当)
	会社の状況 (直近の決算期より) (注)		売上高: 総資産: 経常損益: 資本金: 当期損益:
	役員 の 役職名及び氏名		
	役員及び従業員の数		
	主要株主等の構成		A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
	保有議決権数		
業務の内容の変更の理由			
変更予定日		年 月 日()	

(注)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

別紙様式11

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

業務報告書の提出延期承認申請書

業務報告書の提出を延期いたしたく、保険業法施行規則第59条第4項(又は保険業法施行規則143条第3項)の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

添付書類

理由書

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

市場価格のある株式の評価益計上の認可申請書

市場価格のある株式の評価益計上について、保険業法第112条1項(又は保険業法第199条において準用する法第112条第1項)の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式12の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式12の2

評価換えをしようとする理由						
評価換えの内容	銘柄	数量 (千株)	取得価額 (円)	時価 (円)	評価価額 (円)	評価換えによる利益(円)
	計					
評価換えによって計上する利益を積み立てる準備金		名称				
		金額				

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

価格変動準備金の不積立ての認可申請書

価格変動準備金の不積立てについて、保険業法第115条第1項ただし書(又は保険業法第199条において準用する法第115条第1項ただし書)の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 利益処分案(相互会社にあつては剰余金処分案)又は損失処理案
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 上記2から4の書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができるものとする。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

価格変動準備金の取崩しの認可申請書

価格変動準備金の取崩しについて、保険業法第115条第2項ただし書(又は保険業法第199条において準用する法第115条第2項ただし書)の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 利益処分案(相互会社にあつては剰余金処分案)又は損失処理案
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)上記2から4の書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができるものとする。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)

代表者名(又は日本における代表者名) 印

保険計理人の選任届出書

〇〇〇〇を保険計理人(又は外国保険会社等の日本における保険計理人)に選任しましたので、保険業法第120条第3項(又は保険業法第199条において準用する法第120条第3項)の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 保険業法施行規則第78条に規定する要件に該当することを証する書面
- 3 保険計理人が二人以上となる場合は、各保険計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

保険計理人の退任届出書

保険計理人(又は外国保険会社等の日本における保険計理人)〇〇〇〇が退任しましたので、
保険業法第120条第3項(又は保険業法第199条において準用する法第120条第3項)の規定に基づき、
別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 当該保険計理人退任後も保険計理人が二人以上となる場合は、各保険計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法書の
変更認可申請書

事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法書の変更をいたしたく、
保険業法第123条第1項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 事業方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 3 普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類
- 4 保険料及び責任準備金の算出方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)上記2以下の書類は、申請の内容に応じて添付すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法書の
変更届出書

事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法書の変更いたしたく、保険業法第123条第2項の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 事業方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 3 普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類
- 4 保険料及び責任準備金の算出方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 上記2以下の書類は、申請の内容に応じて添付すること。

別紙様式 19

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名

印

定款変更認可申請書

定款の変更をいたしたく、保険業法第126条の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式 19 の2
- 2 別紙様式 19 の3(基金の償却に関する定款変更の認可を申請する場合)
- 3 理由書
- 4 株主総会又は社員総会若しくは総代会の議事録
- 5 定款(案)
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式19の2

変 更 前	変 更 後	備 考

別紙様式19の3

基金を募集する回数	回		
募集する基金の総額	億円		
基金を募集する時期及び金額	1	時期	年 月 日 ~ 年 月 日
		金額	億円
	2	時期	年 月 日 ~ 年 月 日
		金額	億円
	3	時期	年 月 日 ~ 年 月 日
		金額	億円
	4	時期	年 月 日 ~ 年 月 日
		金額	億円
その他基金の募集に関して総会(総代会)で決議等した事項			

(注) 総会(総代会)で承認された基金の募集について記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

保険業の開始届出書

保険業を開始しましたので、保険業法第127条第1項第1号(又は保険業法第209条第1号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営 業 開 始 日	年 月 日()
職 員 数	
販 売 商 品	

添付書類

- 1 理由書
- 2 事務所の一覧表(又は日本における事務所の一覧表)
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

保険業法第 106 条第 1 項第 9 号(又は第 10 号)に掲げる会社を子会社とする届出書

保険業法第 106 条第 1 項第 9 号(又は第 10 号)に掲げる会社を子会社とすることについて、保険業法第 127 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子会社とする会社の概要	名 称	
	主たる営業所又は事務所の所在地	
	業 務 の 内 容	(保険業法第 106 条第 1 項第 号に該当)
	会 社 の 状 況 (直近の決算期より) (注)	売上高: 総資産: 経常損益: 資本金: 当期損益:
	役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
	役員及び従業員の数	
	子会社とした後の 主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
保 有 す る 議 決 権 の 数	個(総株主の議決権に対する割合 %)	
子 会 社 と す る 理 由		
実 行 予 定 日	年 月 日()	

添付書類

- 1 子会社とする会社の役員の履歴書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

子会社が子会社でなくなった届出書

子会社が子会社でなくなったので、保険業法127条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名	称	
主たる営業所又は 事務所の所在地		
業 務 の 内 容		
保有議決権数	変 更 前	個(総株主の議決権に対する割合 %)
	変 更 後	個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社でなくなった理由		
子会社でなくなった日		年 月 日()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

子会社が子会社対象保険会社に該当しない子会社になった届出書

子会社対象保険会社等に該当する子会社が子会社対象保険会社等に該当しない子会社になったので、保険業法第127条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子 会 社 の 商 号		
子会社の主たる営業所又は 事務所の所在地		
業務の内容	変 更 前	(保険業法第 106 条第 1 項第 号に該当)
	変 更 後	
保 有 議 決 権 数		個(総株主の議決権に対する割合 %)
子 会 社 対 象 会 社 で な く な っ た 理 由		
子 会 社 対 象 会 社 で な く な っ た 日		年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

資本の額の増額届出書

資本の額を増額いたしたく、保険業法第127条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

理 由				
実 行 予 定 日	年 月 日 ()			
授 権 資 本	株式数:	百万株		
現 行 の 資 本 の 額	株式数:	百万株	議決権数:	個 金額: 百万円
増 加 す る 資 本 の 額	株式数:	百万株	議決権数:	個 金額: 百万円
増 加 後 の 資 本 の 額	株式数:	百万株	議決権数:	個 金額: 百万円
資本の額の増加の方法				
前回の増(減)資年月日	年 月 日 ()			
前 回 の 増 (減) 資 額	株式数:	百万株	金額:	百万円
諸 比 率 等 の 推 移		増 資 直 前 期	増 資 実 行 期	増 資 実 行 翌 期
	資 本 金 利 益 率 (%)			
	ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率 (%)			
	実 質 資 産 負 債 差 額 (百万円)			
増 資 の 日 程				

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 資本金利益率は、次の算式により計算すること

$$\text{資本金利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均資本金}} \times 100$$

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

基金の総額の増額届出書

基金の総額を増額いたしたく、保険業法第127条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

理 由	
実 行 予 定 日	年 月 日 () (/)
現 行 の 基 金 の 額	億円
増 額 す る 基 金 の 額	億円(億円)
増 額 後 の 基 金 の 総 額	億円(億円)
基金の総額の増額の方法	
前回の増(減)額年月日	年 月 日 ()
前 回 の 増 (減) 額	億円
基金の総額の増額の日程	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 1 「実行予定日」欄の「(/)」には、複数回に渡って基金を募集することを予定している際には、その回数を記載すること。
- 2 「増額する金額」欄の()内には、複数回に渡って基金を募集することを予定している際には、増額する基金の総額を記載すること。
- 3 「増額後の基金の総額」欄の()内には、複数回に渡って基金を募集することを予定している際には、基金の全額を増額した後の金額を記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

定款(又は定款に準ずる書類)変更届出書

定款(又は定款に準ずる書類)を変更しましたので、保険業法第127条第1項第5号(又は保険業法第209条第2号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 日	年 月 日 ()
理 由	

添付書類

- 1 別紙様式26の2
- 2 定款(写)(又は定款に準ずる書類(写))
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式26の2

変更前	変更後	備考

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所設置届出書

外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置いたしたく、保険業法第 127 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所の概要 ① 名 称 ② 所 在 地 ③ 従 業 員 数	派遣職員 名 現地雇用 名 計 名
業 務 の 内 容	
設 置 予 定 年 月 日	年 月 日 ()
設 置 理 由	
設置に伴う費用等 ① 開 設 費 うち内装工事費 ② 経 営 費 (1 年) うち人件費 うち事務所貸借料 ③ 供 託 金 ④ その他	単位: , 括弧内は千円 (千円) (千円) (千円) 換算レート1 = 円 (千円) (千円) (千円) (千円)
現地当局の認可等の 取得(予定)年月日(注)	年 月 日 ()

添付書類

- 1 現地当局認可書等(写)及び和訳
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 現地当局の認可・届出等の手続きの状況に応じて、該当がある場合に記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により
取得又は保有されることに係る届出書

総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることになったので、保
険業法第127条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

一の株主の商号、名称又 は 氏 名	
一の株主の住所又は主た る 事 務 所 の 所 在 地	
一 の 株 主 の 連 絡 先	
保 有 さ れ る 議 決 権 数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
保 有 さ れ る 日	年 月 日()
理 由	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

新株予約権発行届出書

新株予約権を発行することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 1 号に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

取締役会等の決議日	年 月 日()
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数及び種類	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(注)	株式の発行価額: 資本組入額:
新株予約権の行使の条件	

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 該当がある場合に、記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

新株予約権付社債発行届出書

新株予約権付社債を発行することについて、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第1号に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

取締役会等の決議日	年 月 日()
発行総額	
利率	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数及び種類	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(注)	株式の発行価額: 資本組入額:
新株予約権の行使の条件	

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 該当がある場合に、記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

役員就退任届出書

保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役(代表執行役、執行役又は監査委員)の就退任がありましたので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役員の氏名	新役職名 (最終役職名)	就任(退任)日*	理 由	備 考
		年 月 日就任・退任		
		年 月 日就任・退任		
		年 月 日就任・退任		

* 該当するものに丸印を付すこと。

添付書類

- 1 履歴書(就任の場合)
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印保険業法施行規則第 57 条第 1 項各号に掲げる事由により
他の会社を子会社とした届出書

保険業法施行規則第 57 条第 1 項各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたので、保険業法127条第 1 項第 8 号及び規則第 85 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子会社とした会社の概要	商号又は名称	
	主たる営業所又は事務所の所在地	
	業務の内容	
	会社の状況 (直近の決算期より)(注)	売上高: 総資産: 経常損益: 資本金: 当期損益:
	役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
	役員及び従業員の数	
	保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
	主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社とした理由	(規則第 57 条第 1 項 号該当)	
子会社とした日	年 月 日 ()	

添付書類

- 1 子会社とした会社の役員の履歴書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

子会社の議決権の取得(又は保有)届出書

子会社の議決権を追加して取得(又は保有)したので、保険業法127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第4号の2の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

追加して取得(又は保有)した日	年 月 日()
子会社の商号又は名称	
子会社の主たる営業所 又は事務所の所在地	
追加取得(又は保有)議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
追加取得(又は保有)前議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
追加取得(又は保有)後議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
追加取得(又は保有)した理由	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

保険会社(又は外国保険会社等)を子会社とする者の変更届出書

保険会社(又は外国保険会社等)を子会社とする者に変更があったので、保険業法127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第5号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第1号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 が あ っ た 日		年 月 日 ()	
保険会社(又は外国保険会社等)を子会社とする者の変更の内容	変更前*	商号又は名称	
		所在地	
		事業の内容	
	変更後	商号又は名称	
		所在地	
		事業の内容	
保 有 議 決 権 数		個(総株主の議決権に対する割合 %)	
変 更 の 理 由			

* 変更がなかった事項については記載を要しない。

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名

印

子会社の商号等変更届出書

子会社〇〇が商号等を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子 会 社 の 商号又は名称	変更前	
	変更後	
子会社の主たる営業所 又は事務所の所在地		
変 更 予 定 日	年 月 日 ()	
変 更 の 理 由		

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

子会社の本店の所在地変更届出書

子会社〇〇が本店の所在地を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子会社の商号又は名称		
本店又は主たる 事務所の所在地	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 予 定 日		年 月 日 ()
変 更 の 理 由		
変 更 に 係 る 費 用		

添付書類

- 1 変更予定地の見取図
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

子会社の業務の内容変更届出書

子会社〇〇が主な業務の内容を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

子会社の商号又は名称		
子会社の所在地		
主な業務内容	変更前	
	変更後	
変更予定日	年 月 日 ()	
理由		

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名

印

子会社の合併届出書

子会社〇〇が合併することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

新 会 社 の 概 要 (1) 商号又は名称 (2) 所在地 (3) 資本金 (4) 株主構成 (5) 役員の役職名及び氏名 (6) 従業員数 (7) 事業内容						
旧会社の概要 ...						
合 併 の 形 態						
合 併 の 理 由						
合 併 の 期 日						
業 績 予 想 (単位:百万円)						
	区 分	前々期 実績	前期 実績	当期 見込み	翌期 予想	翌々期 予想
	...					
	営業収益					
	営業費用					
	営業損益					
	...					
	経常損益					
	...					
	当期損益					
	...					

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

子会社の解散(又は業務の全部の廃止)届出書

子会社〇〇が解散(又は業務の全部を廃止)することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解散(又は業務の全部を廃止)する子会社の商号又は名称	
所在地	
資本金	
株主構成	
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
従 業 員 数	
業 務 の 内 容	
解散(又は業務の全部を廃止)する理由	
解 散 (又 は 業 務 全 部 廃 止) 予 定 日	年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)届出書

〇〇の基準議決権数を超える議決権を取得(又は保有)したので、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業務の内容				
会社の状況 (直近の決算期より) (注1)	売上高:	総資産:		
	経常損益:	資本金:		
	当期損益:			
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前 ①	届出事由発生後 ②	増減 (②-①)
	総株主等の議決権 (注2,6)	個	個	個
	保有議決権数 (注2,3,4)	個	個	個
	保有議決権割合(注3)	%	%	%
議決権取得(又は保有)の理由(注5)	(根拠条文:保険業法施行規則第58条の2第 号)			
取得(又は保有)した日	年 月 日() (注6)			

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

1 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

2 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「株主総会等の招集通知の受領時(以下「判明時」という。)に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等の召集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。(この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注4において同じ。)

3 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について

届出者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入し、保有状況についてそれぞれ様式に従い記入すること。

4 保有議決権数の算定方法

判明時に保有する当該会社の議決権数とする。

なお、小規模非上場会社等で召集通知に「議決権」の記載がない場合には所有する「株式等の数」等を「議決権の数」とみなして差し支えない。

5 「議決権の取得(又は保有)の理由」欄の記載にあつては、保険業法施行規則第58条の2(以下「規則」という。)第6号から第8号までの事由による場合は「総株主の議決権の数の減少」として一括記載することで差し支えない。

6 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日*1	総株主等の議決権*7
規則第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(*2)時点の議決権数(以下「基準日議決権数」という。)
規則第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
規則第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 取得に係る議決権数
規則第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数
規則第6号、第7号及び第8号の一部(以下の場合を除く)*3	定時総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
規則第8号の一部(金庫株取得の場合)*4	*5	届出日	基準日議決権数*6
規則第8号の一部(合併・営業譲渡等の株主総会の議決に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。)	株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数
規則第9号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数

*1 基準議決権数を超えて取得又は保有した日をいう。

*2 商法第224条ノ3に規定する「一定ノ日」をいう。

*3 相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定しうるが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。

*4 商法第210条第1項及び第211条の3第1項に規定する自己株式をいう。

*5 ①商法第210条第1項(又は第211条の3第1項)の規定に基づき自己株式の取得を決議した株主総会(又は取締役会)の開催日を含む月の翌月末営業日
②自己株式の取得を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日(非上場等で自己株式の取得について開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日)のいずれか選択した方法で届けるものとする(選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残株を含めた数で届け出ても差し支えない。)

*6 *5②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

*7 「総株主の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものをを用いるものとする。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名

印

国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は基準議決権数を超える議決権を保有しなくなった)届出書

保険業法施行規則第 58 条の 2 第 10 号に定める事由により、〇〇の基準議決権数を超える議決権を取得した(又は基準議決権数を超える議決権を保有しなくなった)ので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号(又は保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号の 3)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

1. 基準日 年 月 日

2. 届出内容

同日付けの 申請の有無 (注 2)	証券コード	銘柄名	届出済みの保有予定議決権数		基準日における保有状況			期限までに保有しようとする 議決権数		
			議 決 権 数	期 限	保有する議決権数	内、規則 58 条の 2 第 10 号 に基づく株式数		議 決 権 数	期 限	
						率(%)	率(%)			率(%)

(注)

- 1 率とは、総株主等の議決権に占める当該議決権数の割合をいう。総株主等の議決権については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差しつかえない。
- 2 同日付申請の有無とは、保険業法第 107 条第 2 項に基づき、国内の会社の議決権をその基準議決権数等を超えて取得し又は保有する事となった日から 1 年を超えて保有する事についての申請の有無をいう。当該申請がある場合には「有」と記入する。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

子会社対象会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)届出書

子会社対象会社〇〇の議決権を基準議決権数を超えて取得(又は保有)することとなったので、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第7号の2の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業務の内容				
会社の状況 (直近の決算期より)	売上高:	総資産:		
	経常損益:	資本金:		
	当期損益:			
役員の役職名及び氏名 (注1)				
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前 ①	届出事由発生後 ②	増減 (②-①)
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
議決権取得(又は保有)の理由				
取得(又は保有)する日	年 月 日()			

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 1 当該保険会社出身役員の場合には、その旨記載のこと。
- 2 別紙様式40(注)の記載要領に準じて記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち
基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった届出書

〇〇の議決権の基準議決権数を超えて保有する部分の議決権を保有しなくなったので、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第7号の3の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号又は名称				
本店又は主たる営業所の所在地				
業務の内容				
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前 ①	届出事由発生後 ②	増減 (②-①)
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった理由				
基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった日	年 月 日()			

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)別紙様式40(注)の記載要領に準じて記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名

印

特殊関係者を新たに有することとなった届出書

〇〇を特殊関係者として新たに有することになったため、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号の 4 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商 号 又 は 名 称	
本 店 又 は 主 た る 営 業 所 の 所 在 地	
業 務 の 内 容	
会 社 の 状 況 (直 近 の 決 算 期 よ り)	売 上 高: 総 資 産: 経 常 損 益: 資 本 金: 当 期 損 益:
役 員 の 役 職 名 及 び 氏 名 (注)	
役 員 及 び 従 業 員 の 数	
保 有 議 決 権 数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特 殊 関 係 者 と な る 理 由	
主 要 株 主 等 の 構 成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
実 行 予 定 日	年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 当該保険会社出身役員の場合には、その旨記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

特殊関係者でなくなった届出書

〇〇が特殊関係者でなくなったので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号の 5 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商 号 又 は 名 称	
本店又は主たる営業所の所在地	
業 務 の 内 容	
保 有 議 決 権 数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者でなくなった理由	
特殊関係者でなくなった日	年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名

印

基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(又は特殊関係者)
の業務の内容を変更する場合の届出書

基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(又は特殊関係者)である〇〇の業務が内容を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 7 号の 6 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商 号 又 は 名 称		
本 店 又 は 主 た る 営 業 所 の 所 在 地		
業 務 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
役 員 の 役 職 名 及 び 氏 名 (注)		
変 更 の 理 由		
会 社 の 状 況 (直 近 の 決 算 期 よ り)	売上高: 経常損益: 当期損益:	総資産: 資本金
保 有 議 決 権 数	個(総株主の議決権に対する割合 %)	
変 更 予 定 日	年 月 日 ()	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)当該保険会社出身役員の場合には、その旨記載のこと。

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所廃止届出書

外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止したので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

外国における支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所の概要 (1) 名称 (2) 所在地 (3) 従業員数	派遣職員 名 現地雇用 名 計 名
業 務 の 内 容	
廃 止 理 由	
廃 止 の 年 月 日	年 月 日 ()
現 地 当 局 の 認 可 等 の取得(予定)年月日(注)	年 月 日 ()

添付書類

- 1 現地当局認可書等(写)及び和訳
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に、記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

危険準備金の不積立て等の届出書

金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない危険準備金の積立て(又は危険準備金の取崩し)をすることについて、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第9号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第2号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

(単位:百万円)

区分	危険準備金Ⅰ	危険準備金Ⅱ	危険準備金Ⅲ	合計
年度始積立額				
当年度積立額				
当年度取崩額				
年度末積立額				

(単位:百万円)

区分	危険準備金Ⅰ		危険準備金Ⅱ		危険準備金Ⅲ	
積立基準額	普通死亡リスク		ソルベンシー・マージン基準の予定利率リスク相当額の増加額		最低保証に係る収支残の金額	
	災害死亡リスク					
	生存保障リスク					
	災害入院リスク		利差益の5%			
	疾病入院リスク					
	その他のリスク					
積立限度額	普通死亡リスク		ソルベンシー・マージン基準の予定利率リスク相当額		責任準備金の6%	
	災害死亡リスク					
	生存保障リスク					
	災害入院リスク		責任準備金の3%			
	疾病入院リスク					
	その他のリスク					
取崩基準	死差損の額		利差損の額		最低保証に係る収支残の負の金額	

添付書類

- 理由書
- その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 危険準備金Ⅰは、規則第69条第6項第1号及び第150条第6項第1号に掲げる危険準備金をいう。
- 危険準備金Ⅱは、規則第69条第6項第2号及び第150条第6項第2号に掲げる危険準備金をいう。
- 危険準備金Ⅲは、規則第69条第6項第3号及び第150条第6項第3号に掲げる危険準備金をいう。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

回払契約の割合届出書

保険業法施行規則第70条第4項(又は保険業法施行規則第151条第4項)に規定する責任準備金の計算にあたり、本年度決算に際し使用する回払契約の割合について、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第10号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第3号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

保 険 種 類	回払契約の割合	主たる回払の種類

(注)回払契約の割合は小数点以下第3位まで記入すること。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名) 印
代表者名(又は日本における代表者名)

異常危険準備金の計算に係る届出書

保険業法施行規則第70条第4項(又は保険業法施行規則第151条第4項)に規定する異常危険準備金の計算にあたり、異常危険準備金の金額に対して控除する金額又は繰り入れる金額について下記のとおりとしたので、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第10号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第3号)の規定に基づきお届けいたします。

記

1. 平成10年大蔵省告示第232号第3条第2号に該当する場合の届出

保険種類群	保険種類	異常危険準備金の金額から 控除する額	(参考)告示第2条第1項第1号イ に掲げる金額

2. 平成10年大蔵省告示第232号第3条第3号に該当する場合の届出

保険種類群	保険種類	異常危険準備金に繰り入れる額のうち 積立上限額を超える額(告示第2条第 1項第2号ロによる場合)	(参考)告示第2条第1項第2号イ に掲げる積立上限額

保険種類群	保険種類	異常危険準備金に繰り入れる額(告示 第2条第1項第2号ハによる場合)	(参考)告示第2条第1項第2号イに掲 げる最低限度額(又は算入限度額)

3. 平成10年大蔵省告示第232号第3条第4号に該当する場合の届出

保険種類群	異常危険準備金に繰り入れる額のうち基 準額の百分の百五十を超える額①	繰入後残高率	(参考) 基準額の百分の百五十 ②	
			①÷正味収入 保険料×100	②÷正味収入 保険料×100

4. 平成10年大蔵省告示第232号第3条第5号に該当する場合の届出

保険種類群	異常危険準備金に繰り入れる額のうち基 準額を超える額 ③	繰入後残高率	(参考) 基準額 ④	
			③÷正味収入 保険料×100	④÷正味収入 保険料×100

* 該当する項目のみ記載すること。

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき書類(積立額の計算根拠等)

別紙様式 51

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

「財務再保険」契約締結届出書

「財務再保険」契約を締結いたしたく、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 11 号(又は保険業法第 209 条第 9 号及び保険業法施行規則第 166 条第 1 項第 4 号)の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

1. 別紙様式 51 の 2
2. 財務再保険の協約書(契約書)の写し及び元受保険会社の将来収支分析表
3. 既に契約している財務再保険がある場合は、当該財務再保険の契約締結届出書
4. その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 51 の 2

財務再保険を行う理由	
再保険会社名	
再保険会社の概要(格付けを含む)	
元受会社と再保険会社との間の当該再保険契約以外の取引	
再保険契約の種類	
再保険契約締結予定日	年 月 日()
出再開始予定日	年 月 日()
再保険期間	年 月 日()～ 年 月 日()
出再する保険種類及び出再割合(元受会社の保有契約高に占める割合)	
出再保険受入手数料(初年度コミッション)の金額	
再保険料の金額(内訳を含む)	
その他再保険契約の概要	
既に契約している財務再保険の概要(再保険会社名、再保険契約締結日、出再保険受入手数料の金額等)	
出再した保険群団の収支見通し(再保険期間分)	

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

「財務再保険」契約中途解約届出書

「財務再保険」契約を中途解約いたしたく、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 11 号(又は保険業法第 209 条第 9 号及び保険業法施行規則第 166 条第 1 項第 4 号)の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

添付書類

- 1 別紙様式 52 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 52 の 2

中途解約の理由		
再保険会社名		
再保険契約の種類		
再保険契約締結日		年 月 日()
出再開始日		年 月 日()
再保険契約の解約予定日		年 月 日()
出再保険の種類		
出再保険群団の規模	当 初	
	解 約 時	
清算金の授受の概要		

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
代表者名(又は日本における代表者名) 印

劣後特約付金銭消費貸借(社債)による借入れ(発行)届出書

劣後特約付金銭消費貸借(社債)による借入れ(発行)をいたしたく、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第12号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第5号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

調 達 (変 更) 理 由					
調 達 (変 更) 予 定 日	年 月 日 ()				
調 達 総 額 (円 貨 換 算 額)	(百 万 円)				
調 達 先					
調 達 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月)				
調 達 金 利	%				
ソルベンシー・マージン比率の推移	調達直前期 (/ 期) %	調達実行期 (/ 期) %	調達実行翌期 (/ 期) %		
本 件 受 入 れ 後 の 残 高		劣後特約付債務		永久劣後特約付債務	
	通貨別	円貨建	外貨()建	円貨建	外貨()建
	残 高				

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 1 調達金利は、変動(連動)又は固定の別についても記載すること。
- 2 「本件受入れ後の残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。
- 3 「本件受入れ後の残高」欄における劣後特約付債務及び永久劣後特約付債務については、借入金又は社債の別を明記すること。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)
 代表者名(又は日本における代表者名) 印

劣後特約付金銭消費貸借(社債)の期限前弁済(償還)届出書

劣後特約付金銭消費貸借(社債)について期限前弁済(償還)いたしたく、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第13号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第6号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

期 限 前 弁 済 (償 還) 理 由			
期 限 前 弁 済 (償 還) 予 定 日	年 月 日(弁済(償還)期限までの残存期間 年 か月)		
期限前弁済(償還)を 行う債務の概要	調 達 総 額	円貨換算額 (百万円)	
	調 達 先		
	調 達 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日(年 か月)	
	調 達 金 利	年 %	
借換え等を行う場合の 債務の概要	調 達 予 定 日	年 月 日	
	調 達 総 額	円貨換算額 (百万円)	
	調 達 先		
	調 達 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日(年 か月)	
	調 達 金 利	年 %	
ソルベンシー・マージン比率 の 推 移	返済直前期 (/ 期) %	返済実行期 (/ 期) %	返済実行翌期 (/ 期) %

添付書類

1. 当該債務の「劣後特約付金銭消費貸借(社債)による借入れ(発行)届出書」の写し
2. その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険会社名
代表者名 印

自己株式を取得する場合の届出書

自己株式を取得することとなったため、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

取 得 株 式 数	百万株(発行済み株式数 百万株)
取 得 金 額	百万円
取 得 方 法 (注)	
取 得 理 由	
取 得 予 定 日	年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 特定の者より買い受ける場合はその者の商号、名称又は氏名についても記載すること。

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名)

代表者名(又は日本における代表者名)

印

不 祥 事 件 届 出 書

保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第17号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第7号)の規定に基づき、下記のとおりお届けします。

保 險 会 社 名	事故発生支社・支部名等		
代理店名(店主名)及び委託状況	専属代理店・乗合代理店(代申会社) *丸で囲むこと		
事故者の役職名及び氏名(生年月日及び年齢)	(年 月 日生 歳)	入社年月日	年 月 日 入社
法令違反の該当規定(法令に違反しない場合は理由)	届出の根拠規定(規則)		
保険会社が不祥事件の発生を知った日	年 月 日()	発生期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事 故 金 額(うち実損見込み)	千円(千円)		
発 覚 の 端 緒(日付を含めて記載する)			
事 故 の 概 要			
事故の調査・解明の状況			
事 後 措 置			
事故発生原因の分析・問題認識等			
再 発 防 止 策			
処 分 内 容	事故者		
	関係者		
備 考			

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)事故の詳細が判明しない、処分内容が決定しない等、後日、やむを得ず届出書の追完をする場合は、備考欄に当該事故について最初に届け出た日付を記載すること。

内閣総理大臣 殿
(金融庁長官 経由)

外国保険業者名
代表者名

印

外国生命保険業(又は外国損害保険業)の免許申請書

当社は、今般外国生命保険業(又は外国損害保険業)を行いたく、保険業法第185条第1項の規定に基づき、別紙のとおり外国生命保険業(又は外国損害保険業)の免許を申請いたします。

添付書類

1. 別紙様式57の2
2. 当該外国保険業者の保険業の開始又は当該外国保険業者に係る法人の設立が適法に行われたこと及び当該免許を受けて行おうとする日本における保険業と同種類の保険業を本国において適法に行っていることを証する本国の権限のある機関の証明書
3. 保険業法第 187 条第 3 項に掲げる書類
 - (1) 定款又はこれに準ずる書類
 - (2) 日本における事業の方法書
 - (3) 日本において締結する保険契約の普通保険約款
 - (4) 日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書
4. 保険業法施行規則第 118 条第 1 項に掲げる書類
 - (1) 理由書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 本店又は主たる事務所において作成した最終の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面
 - (4) 日本における代表者の履歴書及び代表権を証する書面
 - (5) 免許を申請する外国保険業者を子会社とする者の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面
 - (6) その他参考となるべき事項を記載した書類
5. 登録免許税納付書
6. 組織図

(外国生命保険業)

本 国 の 国 名				
氏名又は商号若しくは名称				
住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地				
保険業の開始又は設立の日				
日本における代表者の氏名及び住所				
受けようとする免許の種類				
日本における主たる店舗				
業績予想		設立当該期	翌期	翌々期
主要勘定	… … … …			
資本勘定	持込資本金 供託金 … …			
収支見込	経常収益 … 経常費用 … 経常利益 当期純利益			
経営諸指標 (%)	主要利回 … … 一般勘定資産利回り 総資産利回り			
	配当率 ソルベンシーマージン比率 ……			
従 業 員 の 数				

(外国損害保険業)

本 国 の 国 名				
氏名又は商号若しくは名称				
住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地				
保険業の開始又は設立の日				
日本における代表者の氏名及び住所				
受けようとする免許の種類				
日本における主たる店舗				
業績予想				
		設立当該期	翌期	翌々期
主要勘定	… … … …			
資本勘定	持込資本金 供託金 …			
収支見込	経常収益 … 経常費用 … 経常利益 当期純利益			
経営諸指標 %	主要利回 … … 運用資産利回り 総資産利回り			
	配当率 資本金利益率 損害率 事業費率 …… ソルベンシーマージン比率 ……			
従 業 員 の 数				

金融庁長官 殿

外国保険会社等名
日本における代表者名 印

日本における事業の方法書、日本において締結する保険契約の普通保険約款並びに日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更認可申請書

日本における事業の方法書、日本において締結する保険契約の普通保険約款並びに日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更をいたしたく、保険業法第 207 条において準用する同法第 123 条第1項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

(注) 添付書類

1. 理由書
2. 日本における事業の方法書の変更に関する事項を記載した書類
3. 日本において締結する保険契約の普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類
4. 日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更に関する事項を記載した書類
5. その他参考となるべき書類を記載した書類

(注) 上記2以下の書類は、申請の内容に応じて添付すること。

金融庁長官 殿

外国保険会社等名
日本における代表者名

印

日本における事業の方法書、日本において締結する保険契約の普通保険約款並びに日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更届出書

日本における事業の方法書、日本において締結する保険契約の普通保険約款並びに日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更をいたしたく、保険業法第 207 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 日本における事業の方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 3 日本において締結する保険契約の普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類
- 4 日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 上記2以下の書類は、申請の内容に応じて添付すること。

金融庁長官 殿

外国保険業者名
代表者名

印

外国保険業者の駐在員事務所等設置届出書

保険業に関する情報の収集又は提供その他保険業に関連を有する業務を行うため、日本国内に駐在員事務所その他の施設を設置することについて、保険業法第 218 条第 1 項及び保険業法施行規則第 178 条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

外国保険業者の概要	商号、名称又は氏名	
	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所	
	業 務 の 内 容	
	支店、従たる支店その他の施設の数	
	資本の額若しくは出資の総額又は基金の総額	
	代表権を有する役員 の役職名及び氏名	
日本国内に設置しようとする駐在員事務所その他の施設の概要	名 称	
	所 在 地	
	当該施設における責任者の氏名及び住所	
	設置しようとする理由	
	業 務 の 内 容	
	設置しようとする年月日	年 月 日 ()

金融庁長官 殿

外国保険業者名
代表者名

印

外国保険業者の駐在員事務所等廃止届出書

保険業に関する情報の収集又は提供その他保険業に関連を有する業務を行うために日本国内に設置した駐在員事務所その他の施設を廃止したので、保険業法第 218 条第 1 項 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

外国保険業者の概要	商号、名称又は氏名	
	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所	
廃止した駐在員事務所の概要	名 称	
	所 在 地	
	当該施設における責任者の氏名及び住所	
	廃 止 年 月 日	年 月 日 ()

金融庁長官 殿

外国保険業者名
代表者名

印

外国保険業者の駐在員事務所等の保険業に関する情報の収集又は提供
その他保険業に関連を有する業務の廃止届出書

日本国内に設置した駐在員事務所その他の施設において行う保険業に関する情報の収集又は提供その他保険業に関連を有する業務を廃止したので、保険業法第 218 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

外国保険業者の概要	商号、名称又は氏名	
	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所	
保険業に関する情報の収集等 の業務を廃止した駐在員事務所 その他の施設の概要	名 称	
	所 在 地	
	当該施設における責任者の氏名及び住所	
	廃 止 年 月 日	年 月 日 ()

金融庁長官 殿

外国保険業者名
代表者名

印

外国保険業者の駐在員事務所等変更届出書

保険業法第218条第1項第1号の規定に基づき届け出た事項について変更したので、保険業法第218条第1項及び保険業法施行規則第178条の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名	称	
所	在	地
設	置	年 月 日
変 更 事 項	変	更 前
	変	更 後
変	更	し た 日
		年 月 日()

金融庁長官 殿

免許特定法人名
日本における代表者名 印

引受社員の日本における事業に係る事業の方法書、引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款並びに引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更認可申請書

引受社員の日本における事業に係る事業の方法書、引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款並びに引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更をいたしたく、保険業法第 225 条第1項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 引受社員の日本における事業に係る事業の方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 3 引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類
- 4 引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 上記2以下の書類は、申請の内容に応じて添付すること。

金融庁長官 殿

免許特定法人名
日本における代表者名 印

引受社員の日本における事業に係る事業の方法書、引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款並びに引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更届出書

引受社員の日本における事業に係る事業の方法書、引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款並びに引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更をいたしたく、保険業法第 225 条第2項の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 引受社員の日本における事業に係る事業の方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 3 引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款の変更に関する事項を記載した書類
- 4 引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書の変更に関する事項を記載した書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 上記2以下の書類は、申請の内容に応じて添付すること。

代表者又は管理人(別表)

登録番号		代理申請会社名	
商号・名称 又は氏名			

※筆頭者は除く

代表者又は管理人氏名	生年月日	性別 (該当に○印)	代表者又は管理人氏名	生年月日	性別 (該当に○印)
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女
	年月日	男・女		年月日	男・女

(注) 法人代理店の登録申請に際して、代表者が複数いる場合のみ、登録申請書に添付すること。

文 書 番 号
年 月 日

生命保険 会社
支社長 殿

財務(支)局(事務所等)長 印

年 月 日分

生命保険募集人登録済通知書

生命保険募集人登録済件数 _____ 件

別紙の代理申請に係る生命保険募集人は、保険業法第278条第1項の規定に基づき、下記の日付をもって生命保険募集人登録簿に登録したので、同条第2項の規定に基づき通知する。

登 録 日 _____ 年 月 日

代理申請会社 御中

財務(支)局長 印

損害保険代理店登録済通知書

年 月 日付で申請のあった損害保険代理店の登録については、保険業法278条第1項の規定に基づき別紙損害保険代理店登録明細表のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知する。

殿

財務(支)局長 印

登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった生命保険募集人(又は損害保険代理店)の登録については、保険業法第279条の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

財務(支)局長 殿

_____生命保険_____会社
 支社_____印
 支社長_____

代申支社の届出書

保険業法第284条の規定に基づき、代申支社の届出を行ないます。

届出事由発生年月日	年 月 日		
届 出 事 由	<ul style="list-style-type: none"> ・新 設 ・閉 鎖 ・支社名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・支社長名変更 ・所在地・電話番号変更 ・事務担当者名変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する代申支社の変更 ・その他 内容を備考欄に記入する
代 申 支 社 名 及 び 支 社 コード (生 保 母 店 <input type="checkbox"/>)			
支 社 長 名			
所在地及び電話番号	TEL ()		
事務担当者名及び印			
備 考			
生保母店記入欄	担当する代申支社名及び支社コード		

年 月 日

財務(支)局長 殿

生命保険 会社
支社長 印

生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書

保険業法第284条の規定に基づき、生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書を下記のとおりお届けします。

生命保険募集人登録代理申請 _____ 件

別紙の当社所属の生命保険募集人の代理人として保険業法第277条第1項の規定により登録を申請します。なお、あわせて当社所属の生命保険募集人であることを証明します。

登録事項変更代理届出 _____ 件

別紙の当社所属の生命保険募集人が登録事項を変更しましたので、これらの者の代理人として保険業法第280条第1項の規定によりお届けします。なお、あわせて当社所属の生命保険募集人であることを証明します。

廃業等代理届出 _____ 件

別紙の当社所属の生命保険募集人が生命保険の募集業務を廃止することになりましたので、保険業法第280条第1項に定められた者の代理人としてお届けします。

損害保険代理店代理申請書

年 月 日

財務(支)局長殿

保険会社名
部支店長名

印

下記の登録関係書類を保険業法第284条に基づきお届けいたします。
なお、下記登録申請者は、当社所属の損害保険代理店であることを証明します。

書類区分 〔該当する文字〕 を○で囲む	新規登録 ・ 登録事項変更届出書 ・ 廃業等届出書 保険募集に従事する役員 ・ 使用人届出書 (新規 ・ その他)
---------------------------	--

合計 件

委託契約番号又は登録番号	備 考	委託契約番号又は登録番号	備 考

特例的措置	退 ・ 全 ・ 継 ・ 府	登録希望日	年 月 日
-------	---------------	-------	-------

損害保険代理店登録関係書類送付案内

1	新規登録書類(登録申請書、代表者又は管理人(別表))
2	登録事項変更届出書
3	廃業等届出書
4	保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書(新規)
5	保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書(その他)

(注)該当する番号を○で囲む。

殿

財務(支)局長

印

登録の抹消について

標記について、保険業法第308条第1項第1号の規定に基づき、下記生命保険募集人(又は損害保険代理店)の登録を抹消したので、同条第2項の規定に基づき通知する。

記

登録番号:

商号、名称又は氏名:

登録抹消年月日:

I. 申請書等様式集

(2) 保険持株会社関係 (別紙様式1~24)

<目次>

別紙様式 1	保険持株会社に係る認可申請書
別紙様式 2	子会社に係る承認申請書
別紙様式 3	保険業法施行規則第 210 条の 9 で定める事由により子会社とした会社を 1 年を超えて子会社とすることに係る承認申請書
別紙様式 4	保険持株会社になった(又は保険持株会社として設立された)届出書
別紙様式 5	保険会社を子会社とする持株会社でなくなった届出書
別紙様式 6	子会社対象保険会社等を子会社とすることに係る届出書
別紙様式 7	子会社が子会社でなくなった届出書
別紙様式 8	解散届出書
別紙様式 9	資本の額の変更届出書
別紙様式 10	総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることに係る届出書
別紙様式 11	定款(又は定款に準ずる定め)の変更届出書
別紙様式 12	新株予約権発行届出書
別紙様式 13	新株予約権付社債発行届出書
別紙様式 14	役員就退任届出書
別紙様式 15	事務所設置届出書
別紙様式 16	事務所の所在地変更届出書
別紙様式 17	事務所廃止届出書
別紙様式 18	保険業法施行規則第 210 条の 9 各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした届出書
別紙様式 19	子会社の商号等変更届出書
別紙様式 20	子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地変更届出書
別紙様式 21	子会社の合併届出書
別紙様式 22	子会社の解散(又は業務の全部廃止)届出書
別紙様式 23	営業報告書等を定時総会に提出した届出書
別紙様式 24	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始届出書

内閣総理大臣 殿
(金融庁長官経由)

商号、名称又は氏名
代表者名 印

保険持株会社に係る認可申請書

保険会社を子会社とする持株会社となること(又は持株会社を設立すること)について、保険業法第 271 条の 18 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請します。

添付書類

1. 理由書

2. 申請者又は認可を受けて設立される会社(以下、「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類

- ◎ 保険会社を子会社とする持株会社となろうとする場合は、申請者に関する次に掲げる書類
 - ① 定款
 - ② 会社登記簿の謄本
 - ③ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
 - ④ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面
 - ⑤ 本件認可に係る法第 271 条の 18 第 1 項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録
 - ⑥ 主たる事務所の所在地を記載した書類
 - ⑦ 業務の内容を記載した書類
 - ⑧ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
 - ⑨ 申請者が行う子会社(子会社となる会社を含む。以下同じ。)の経営管理に係る体制を記載した書類
 - ⑩ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
- ◎ 保険会社を子会社とする持株会社を設立する場合は、設立会社に関する次に掲げる書類
 - ① 定款
 - ② 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
 - ③ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面
 - ④ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録(当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録(当該設立会社が商法第 374 条ノ 6 第 1 項(簡易な新設分割手続の要件)の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録))
 - ⑤ 主たる事務所の所在地を記載した書類
 - ⑥ 業務の内容を記載した書類
 - ⑦ 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
 - ⑧ 当該設立会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類
 - ⑨ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
- 3. 申請者(又は設立会社)の子会社に関する次に掲げる書類
 - ① 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類
 - ② 役員の役職名及び氏名を記載した書類
 - ③ 業務の内容を記載した書類
 - ④ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
- 4. 本件認可後五営業年度における申請者(又は設立会社)及びその子会社の収支の見込みを記載した書類
- 5. その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

子会社に係る承認申請書

保険業法第 271 条の 22 第 1 項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とすることについて、同項の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。

添付書類

- 1 別紙様式2の2
- 2 申請者及びその子会社に関する次に掲げる書類
 - (1) 申請者及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書
その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 本件承認後における申請者及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支の見込みを記載した書類
 - (3) 株式交換により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類
 - ① 株主総会の議事録
 - ② 株式交換契約書
 - ③ 株式交換費用を記載した書類
- 3 子会社となる会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書類
- 4 子会社となる会社の組織図
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式2の2

子会社とする会社の概要	商号又は名称				
	資本の額				
	取締役及び監査役の役職名及び氏名(注1)				
	主たる営業所又は事務所の位置				
	従たる営業所の所在地				
	業務の内容				
	役員及び従業員の数				
	主要株主等の構成	A社	個(総株主の議決権に対する割合 %)		
	B社	個(総株主の議決権に対する割合 %)			
	C社	個(総株主の議決権に対する割合 %)			
総株主等の議決権・保有する議決権の数の状況		子会社とする前①	子会社とした後②	増減(②-①)	
	総株主等の議決権	個	個	個	
	保有議決権数(注2)	個	個	個	
	保有議決権割合(注3)	%	%	%	
子会社とする理由					
実行予定日	年 月 日()				
現地当局の認可等の取得(予定)年月日(注4)	年 月 日()				

(注)

- 1 委員会等設置会社にあつては、監査役を執行役と読み替えること。
- 2 「保有議決権数」欄は、申請者とその子会社の合計の保有議決権数を記入すること。
- 3 「保有議決権割合」欄は、小数点第3位以下を四捨五入して記入すること。
- 4 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」欄は、現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名

印

保険業法施行規則第 210 条の 9 で定める事由により子会社とした会社を
1 年を超えて子会社とすることに係る承認申請書

保険業法施行規則第 210 条の 9 で定める事由により子会社とした保険業法第 271 条の 22 第 1 項各号に掲げる会社以外の会社を引き続き 1 年を超えて子会社とすることについて、法第 271 条の 22 第 4 項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。

添付書類

- 1 別紙様式3の2
- 2 申請者及びその子会社に関する次に掲げる書類
 - (1) 申請者及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書
その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 本件承認後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類
 - (3) 申請に係る子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面
その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書類
- 3 申請に係る子会社の組織図
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式3の2

申請に係る子会社の概要	商号又は名称	
	資本の額	
	取締役及び監査役の役職名及び氏名(注1)	
	主たる営業所又は事務所の位置	
	従たる営業所の所在地	
	業務の内容	
	役員及び従業員の数	
	主要株主等 の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
引き続き子会社とする理由		
子会社とした日	年 月 日()	
現地当局の認可等の取得 (予定)年月日(注2)	年 月 日()	

(注)

- 1 委員会等設置会社にあつては監査役を執行役と読み替えること。
- 2 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」欄は、現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名

印

保険持株会社になった(又は保険持株会社として設立された)届出書

保険持株会社となった(又は保険持株会社として設立された)ので、保険業法第271条の32第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

保険業法第 271 条の 18 第 1 項 の認可を受けた日	年 月 日 ()
保険持株会社になった(又は保 険持株会社として設立された)日	年 月 日 ()

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

保険会社を子会社とする持株会社でなくなった届出書

保険会社を子会社とする持株会社でなくなったので、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

持株会社でなくなった理由	
持株会社でなくなった日	年 月 日 ()
保険会社に係る保有議決権の処分方法	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

子会社対象保険会社等を子会社とすることに係る届出書

子会社対象保険会社等を子会社とすることについて、保険業法第271条の32第2項第3号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

子会社とする会社の概要	商号又は名称	
	資本の額	
	役員の役職名及び氏名	
	主たる営業所又は事務所の所在地	
	業務の内容	(法第271条の22第1項第 号に該当)
	会社の状況 (直近の決算期より)(注1)	売上高: 総資産: 経常損益: 当期損益:
	役員及び従業員の数	
	取得予定議決権数(注2)	個(総株主の議決権に対する割合 %)
	主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社とする理由		
子会社とする日	年 月 日()	
現地当局の認可等の取得(予定)年月日(注3)	年 月 日()	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 「会社の状況」欄は、当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)
- 「取得予定議決権数」欄は、届出者とその子会社の合計の取得予定議決権数を記入するものとする。
- 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」欄は、現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載すること。

別紙様式7

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

子会社が子会社でなくなった届出書

子会社が子会社でなくなったので、保険業法271条の32第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

商号又は名称	
主たる営業所又は事務所の所在地	
業務の内容	
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社でなくなった理由	
子会社でなくなった日	年 月 日()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

商号又は名称
代表者名 印

解散届出書

保険会社を子会社とする保険持株会社でしたが、解散しましたので、保険業法第271条の32第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

解 散 の 理 由	
解 散 し た 日	年 月 日 ()
保 険 会 社 に 係 る 保 有 議 決 権 の 処 分 方 法	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

資本の額の変更届出書

資本の額を変更することについて、保険業法271条の32第2項第6号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

現 行 の 資 本 の 額	株式数: 百万株 議決権数: 個 金額: 百万円
増 加 (減 少) す る 資 本 の 額	株式数: 百万株 議決権数: 個 金額: 百万円
増 加 (減 少) 後 の 資 本 の 額	株式数: 百万株 議決権数: 個 金額: 百万円
資 本 の 額 の 増 加 (減 少) の 方 法	
理 由	
実 行 予 定 日	年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印総株主の議決権の百分の五を超える議決権を一の株主により
取得又は保有されることに係る届出書

総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったので、保険業法271条の32第2項第7号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

一の株主の商号、名称 又は氏名	
一の株主の住所又は主 たる事務所の所在地	
一の株主の連絡先	
保有される議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
理 由	
保 有 さ れ る 日	年 月 日()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

定款(又は定款に準ずる定め)の変更届出書

定款(又は定款に準ずる定め)を変更しますので、保険業法第271条の32第2項第8号及び保険業法施行規則第210条の14第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

理 由	
実 行 日	年 月 日 ()

添付書類

1. 別紙様式 11 の 2
2. 定款又はこれに準ずる書類(写)
3. その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 11 の 2

変更前	変更後	備考

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

新株予約権発行届出書

新株予約権を発行することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 2 号に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

取締役会等の決議日	年 月 日()
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数及び種類	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(注)	株式の発行価額: 資本組入額:
新株予約権の行使の条件	

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 該当がある場合に、記載すること。

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

新株予約権付社債発行届出書

新株予約権付社債を発行することについて、保険業法第271条の32第2項第8号及び保険業法施行規則第210条の14第2項第2号に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

取締役会等の決議日	年 月 日()
発行総額	
利率	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の数及び種類	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(注)	株式の発行価額: 資本組入額:
新株予約権の行使の条件	

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 該当がある場合に、記載すること。

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

役員就退任届出書

保険持株会社を代表する取締役又は保険持株会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては代表執行役又は執行役、外国所在保険持株会社にあつては当該外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者)の就任又は退任があつたので、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

役員の氏名	新役職名 (最終役職名)	就任(退任)日*	理 由	備 考
		年 月 日就任・退任		
		年 月 日就任・退任		
		年 月 日就任・退任		

* 該当するものに丸印を付すこと。

添付書類

- 1 履歴書(就任の場合)
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

事務所設置届出書

事務所の設置をすることについて、保険業法第271条の32第2項第8号及び保険業法施行規則第210条の14第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

設置する 事務所の概要	名 称	
	所 在 地	
	業 務 の 内 容	
設 置 理 由		
設 置 予 定 日		年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

事務所の所在地変更届出書

事務所の所在地の変更をすることについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

事務所の概要	名 称		
	所 在 地	変 更 前	
		変 更 後	
	業 務 の 内 容		
変 更 理 由			
所 在 地 変 更 予 定 日			年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

事務所廃止届出書

事務所の廃止をすることについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃止する 事務所の概要	名 称	
	所 在 地	
	業 務 の 内 容	
廃 止 理 由		
廃 止 予 定 日		年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名

代表者名

印

保険業法施行規則第 210 条の 9 各号に掲げる事由により
他の会社を子会社とした届出書

保険業法施行規則第 210 条の 9 各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたので、保険業法 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び規則第 210 条の 14 第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

子会社とした会社の概要	商号又は名称	
	資本の額	
	役員役職名及び氏名	
	本店若しくは主たる営業所又は事務所の所在地	
	業務の内容	
	会社の状況 (直近の決算期より)(注1)	売上高: 総資産: 経常損益: 当期損益:
	役員及び従業員の数	
	保有議決権数(注2)	個(総株主の議決権に対する割合 %)
	主要株主等の構成	A社 個(総株主の議決権に対する割合 %) B社 個(総株主の議決権に対する割合 %) C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社とした理由	(規則第 210 条の 9 第 号該当)	
子会社とした日	年 月 日()	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 「会社の状況」欄は、当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)
- 「保有議決権数」欄は、届出者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入して記入すること。

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

子会社の商号等変更届出書

子会社が商号又は名称を変更することについて、保険業法第271条の32第2項第8号及び保険業法施行規則第210条の14第2項第6号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

子会社の商号又は名称	変更前	
	変更後	
子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地		
変更の理由		
変更予定日	年 月 日 ()	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地変更届出書

子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

子会社の商号又は名称		
子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更予定日		年 月 日 ()

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

子会社の合併届出書

子会社が合併することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

新会社の概要 (1) 商号又は名称 (2) 資本の額 (3) 役員の役職名及び氏名 (4) 本店若しくは主たる営業所 若しくは事務所の所在地 (5) 業務の内容 (6) 役員及び従業員の数 (7) 主要株主等の構成						
旧会社の概要 ...						
合 併 の 形 態						
業 績 予 想	(単位:百万円)					
区 分	前々期 実績	前期 実績	当期 見込み	翌期 予想	翌々期 予想	
... 営業収益 営業費用 営業損益 ... 経常損益 ... 当期損益 ...						
合 併 の 理 由						
合 併 の 期 日	年 月 日 ()					

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

子会社の解散(又は業務の全部廃止)届出書

子会社が解散(又は業務の全部を廃止)することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

解 散 (又 は 業 務 の 全 部 を 廃 止) す る 子 会 社 の 概 要	商 号 又 は 名 称	
	資 本 の 額	
	役 員 の 役 職 名 及 び 氏 名	
	本 店 若 し く は 主 たる 営 業 所 若 し く は 事 務 所 の 所 在 地	
	業 務 の 内 容	
	役 員 及 び 従 業 員 の 数	
	主 要 株 主 等 の 構 成	
解 散 (又 は 業 務 の 全 部 を 廃 止) す る 理 由		
解 散 (又 は 業 務 全 部 廃 止) 予 定 日	年 月 日 ()	

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

営業報告書等を定時総会に提出した届出書

営業報告書及び附属明細書を定時総会に提出したので、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 7 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

定 時 総 会 の 日	年 月 日 ()
届 出 理 由	

添付書類

1. 営業報告書
2. 附属明細書
3. その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

保険持株会社名
代表者名 印

業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始届出書

保険業法 271 条の 25 第 1 項の規定により作成した業務及び財産の状況に関する説明書類について、子会社である保険会社において縦覧を開始したので、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 8 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

縦 覧 開 始 の 日	年 月 日 ()
縦覧に供している保険会社	
届 出 理 由	

添付書類

1. 保険業法 271 条の 25 第 1 項の規定により作成した業務及び財産の状況に関する説明書類
2. その他参考となるべき事項を記載した書類

I. 申請書等様式集

(3) 保険仲立人関係 (別紙様式 1~37)

<目次>

別紙様式 1	役員氏名・住所一覧(登録申請書添付書類)
別紙様式 2	保険仲立人の登録済通知書
別紙様式 3	登録の拒否について
別紙様式 4	代表者又は管理人(別表)(変更届出書添付書類)
別紙様式 5	保証金供託届出書
別紙様式 6	保証委託契約締結届出書
別紙様式 7	保管証書
別紙様式 8	保証金取戻届出書
別紙様式 9	保証委託契約解除(変更)承認申請書
別紙様式 10	保証金に代わる契約の解除承認について
別紙様式 11	保証金に代わる契約の変更承認について
別紙様式 12	保証委託契約解除(変更)届出書
別紙様式 13	供託所変更届出書
別紙様式 14	受領書
別紙様式 15	保証金に充てる有価証券の承認申請について
別紙様式 16	保証金に充てる有価証券の承認及び価額の指定について
別紙様式 17	通知書
別紙様式 18	賠償保険契約締結届出書
別紙様式 19	賠償保険契約により保証金の一部を供託しないこととする承認の申請について
別紙様式 20	賠償保険契約により保証金の一部の供託をしないこととする承認について
別紙様式 21	賠償保険契約解除(変更)承認申請書
別紙様式 22	賠償保険契約の解除承認について
別紙様式 23	賠償保険契約の変更承認について
別紙様式 24	賠償保険契約解除(変更)届出書
別紙様式 25	結約書
別紙様式 26	認可申請書
別紙様式 27	認可に係る業務方法書
別紙様式 28	財産に関する調書
別紙様式 29	長期保険契約に係る業務の収支の見込み
別紙様式 30	保証金に関する書面
別紙様式 31	認可申請者等の履歴書
別紙様式 32	長期保険契約媒介認可通知書
別紙様式 33	長期保険契約媒介認可の拒否について
別紙様式 34	業務方法変更認可申請書
別紙様式 35	長期保険契約業務方法変更認可通知書
別紙様式 36	長期保険契約業務方法変更認可の拒否について
別紙様式 37	業務廃止届出書

(別紙様式第2号)

(日本工業規格A4)

号

年 月 日

殿

財務(支)局長

印

保険仲立人の登録済通知書

年 月 日付で申請のあった保険仲立人の登録については、保険業法第288条第2項の規定により別紙明細表のとおり登録したので通知する。

殿

財務(支)局長

印

登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由：

(別紙様式第5号)

(日本工業規格A4)

財務(支)局長 殿	年 月 日
	届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号 (郵便番号 -)
	住 所 電話番号 () -
	商号又は名称 氏 名 印 (法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)
	保証金供託届出書

保険業法第 291条第 1 項、第 4 項若しくは第 8 項若しくは同法第 292条第 2 項又は保険仲立人保証金規則第 13条第 6 項若しくは第 14条第 1 項の規定により供託をしたので、保険業法施行規則第 221条第 1 項第 1 号の規定により、同条第 2 項第 1 号に規定する書面を添付して、届け出ます。
(記載上の注意)
不要な字句は消して使用すること。

(別紙様式第6号)

(日本工業規格A4)

財務(支)局長 殿	年 月 日
	届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号 (郵便番号 -)
	住 所 電話番号 () -
	商号又は名称 氏 名 印 (法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)
	保証委託契約締結届出書

保険業法第 291条第 3 項に規定する契約を締結したので、保険業法施行規則第 221条第 1 項第 4 号の規定により、同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、届け出ます。

(別紙様式第7号)

(日本工業規格A4)

供託書正本(供託通知書) 1. 供託者名 2. 供託所名・供託番号 上記保管します。 年 月 日	保管証書 通	文 書 番 号
	財務(支)局長	印

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者※登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所 電話番号 () -

商号又は名称
氏 名 印
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

保証金取戻届出書

保険業法第 291条第10項又は保険仲立人保証金規則第13条第7項から第9項まで若しくは第14条の規定により保証金の全部又は一部を取り戻したので、保険業法施行規則第 221条第1項第3号の規定により、同条第2項第2号に規定する書面を添付して、届け出ます。
(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。
2. 保険仲立人の場合は、※登録番号を記載すること。

(第1面)
年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所 電話番号 () -

商号又は名称
氏 名 印
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

保証委託契約解除(変更)承認申請書

保険業法施行令第42条第2号の規定により、保険業法第 291条第3項に規定する契約の解除(変更)の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由
2. 現に供託している保証金の内容
 - ① 金銭の場合

供 託 番 号	供 託 金 額	供 託 者 名
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	

② 有価証券の場合

供託番号	名称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第号			円	円	%	円	
年度証第号			円	円	%	円	
年度証第号			円	円	%	円	

(第2面)

3. 現に締結している保証委託契約の内容

- ① 解除(変更)予定年月日及び解除(変更)しようとする保証委託契約の内容
(変更後の欄については、変更予定の内容を記載すること。)

解除(変更)予定年月日	
-------------	--

	変更後	変更前
契約の相手方		
契約年月日		
契約期間		
契約金額	円	円

② ①以外の保証委託契約

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額
			円
			円

4. 現に締結して、保証金の一部を代替している保険仲立人賠償責任保険契約の内容

契約の相手方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 (1事故/期間中)
		~	円/円

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。
2. 該当項目のみを記載すれば足りる。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

文書番号
年 月 日

(商号又は名称)
氏 名
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格) 殿

財務(支)局長 印

保証金に代わる契約の解除承認について

年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 解除できる保証委託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額

文書番号
年 月 日

(商号又は名称)
氏 名
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格) 殿

財務(支)局長 印

保証金に代わる契約の変更承認について

年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 変更前の保証委託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額

2. 変更後の保証委託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額

財務(支)局長 殿	年 月 日
届出者 登録番号	財務(支)局長 第 号
	(郵便番号 -)
住 所	電話番号 () -
商号又は名称	
氏 名	印
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)	
保証委託契約解除(変更)届出書	
<p>保険業法第291条第3項に規定する契約を解除(変更)したので、保険業法施行規則第221条第1項第4号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。</p> <p>(記載上注意) 不要な字句は消して使用すること。</p>	

財務(支)局長 殿	年 月 日
届出者※登録番号	財務(支)局長 第 号
	(郵便番号 -)
住 所	電話番号 () -
商号又は名称	
氏 名	印
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)	
供託所変更届出書	
<p>保険仲立人保証金規則第13条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該届出に係る保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所 2. 主たる事務所の所在地の変更前の最寄りの供託所名 3. 主たる事務所の所在地の変更後の最寄りの供託所名 	
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1. については、届出者が保険仲立人以外である場合にのみ記載すること。 2. 保険仲立人の場合は、※登録番号を記載すること。 	

年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所 電話番号 () -

商号又は名称
氏 名 印
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

受領書

保険仲立人保証金規則第13条第2項の規定により供託書正本の交付を受けたので、当該供託書正本についての保管証書を添付して提出します。なお、保証金規則13条第3項及び第4項の手続きを遅滞なく行います。

(記載上の注意)
保険仲立人の場合は、※登録番号を記載すること。

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所 電話番号 () -

商号又は名称
氏 名 印
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

保証金に充てる有価証券の承認申請について

保険業法施行規則第226条第4項の規定に基づき、下記の有価証券を保証金に充てることにつき承認願います。

記

銘 柄 名	利付・割引	発 行 年 月 日	償 還 年 月 日

文書番号
年 月 日

(商号又は名称)
氏 名
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格) 殿

財務(支)局長 印

保証金に充てる有価証券の承認及び価額の指定について

年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、保険業法施行規則第226条第1項第4号の規定に基づき承認します。また、有価証券の価額については、額面金額100円につき〇円とします。

記

銘 柄 名	利付・割引	発 行 年 月 日	償 還 年 月 日

文書番号

通 知 書

支払委託書のとおり供託物の配当をしたため、あなたの保証金に〇〇〇円の不足を生じたので、速やかに、上記不足額を供託してください。

年 月 日

財務(支)局長 印

住 所
(商号又は名称)
氏 名
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格) 殿

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所 電話番号 () -

商号又は名称
氏 名 印
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

賠償保険契約締結届出書

保険業法第 292条第 1 項に規定する保険仲立人賠償責任保険契約を締結したので、保険業法施行規則第 221条第 1 項第 5 号の規定により、同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、届け出ます。

(第1面)
年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所 電話番号 () -

商号又は名称
氏 名 印
(法人にあつては、代表者の氏名)

賠償保険契約により保証金の一部の供託をしないこととする承認の申請について

保険業法第 292条第 1 項の規定により、保証金の一部の供託をしないこととする承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している保証金の内容

① 金銭の場合

供 託 番 号	供 託 金 額	供 託 者 名
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	

② 有価証券の場合

供 託 番 号	名 称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第 号			円	円	%	円	
年度証第 号			円	円	%	円	

年度証第 号			円	円	%	円
--------	--	--	---	---	---	---

3. 現に締結して、保証金の全部又は一部を代替している保証委託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額
			円
			円

(第2面)

4. 締結して保証金の一部の供託をしないこととしようとする賠償保険契約の内容

契約の相手方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 (1事故/期間中)
		～	円/円

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

5. 保険業法施行令第41条に規定する保証金の額及び供託をしないこととしようとする供託物の内容

保険業法施行令第41条に規定する保証金の額	円
-----------------------	---

供託物の内容 (供託所名)

① 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	

② 有価証券の場合

供託番号	名称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第 号			円	円	%	円	
年度証第 号			円	円	%	円	
年度証第 号			円	円	%	円	

(記載上の注意)

1. 該当項目のみを記載すれば足りる。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

文書番号
年 月 日

(商号又は名称)
氏 名
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格) 殿

財務(支)局長

印

賠償保険契約により保証金の一部の供託をしないこととする承認について

年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 保証金の一部の供託をしないこととする賠償保険契約の内容

契約の相手方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 (1事故/期間中)
		~	円/ 円

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

2. 供託をしないことができる保証金の額及びその供託物の内容

供託をしないことができる保証金の額	円
-------------------	---

供託物の内容 (供託所名)

① 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	

② 有価証券の場合

供託番号	名 称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第 号			円	円	%	円	
年度証第 号			円	円	%	円	
年度証第 号			円	円	%	円	

3. 承認の条件

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所 電話番号 () -

商号又は名称 氏 名 印
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

賠償保険契約解除(変更)承認申請書

保険業法施行令第44条第1項第4号の規定により、保険業法第292条第1項に規定する保険仲立人賠償責任保険契約の解除(変更)の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している保証金の内容

① 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	
年度金第 号	円	

② 有価証券の場合

供託番号	名称	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額	満期償還日
年度証第 号			円	円	%	円	
年度証第 号			円	円	%	円	
年度証第 号			円	円	%	円	

3. 現に締結している保証委託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額
			円
			円

(第2面)

4. 現に締結して、保証金の一部を代替している賠償保険契約の内容
解除(変更)予定年月日及び解除(変更)しようとする賠償保険契約の内容
(変更後の欄については、変更予定の内容を記載すること。)

解除(変更)予定年月日	
-------------	--

	変更後	変更前
契約の相手方		
契約年月日		
保険期間の 始期及び終期	～	～
てん補限度額 (1事故/期間中)	円/ 円	円/ 円
免責金額	円	円
廃業後の担保期間		
先行行為の担保期間		

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。
2. 該当項目のみを記載すれば足りる。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(別紙様式第22号)

(日本工業規格A4)

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)
氏 名
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格) 殿

財務(支)局長 印

賠償保険契約の解除承認について

年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 解除できる賠償保険契約の内容

契 約 の 相 手 方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 (1事故/期間中)
		～	円/ 円

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

文書番号
年 月 日

(商号又は名称)
氏 名
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格) 殿

財務(支)局長 印

賠償保険契約の変更承認について

年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 変更前の賠償保険契約の内容

契約の相手方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 (1事故/期間中)
		～	円/ 円

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

2. 変更後の賠償保険契約の内容

契約の相手方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 (1事故/期間中)
		～	円/ 円

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期間
円		

財務(支)局長 殿

年 月 日

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

住 所 電話番号 () -

商号又は名称
氏 名 印
(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

賠償保険契約解除(変更)届出書

保険業法第292条第1項に規定する保険仲立人賠償責任保険契約を解除(変更)したので、保険業法施行規則第221条第1項第5号の規定により、同条第2項第3号に規定する書面を添付して、届け出ます。

日付：(年月日)

顧客(保険契約者) 殿
引受保険会社 殿

(保険仲立人)

商号、名称又は氏名：(捺印)

住 所：

登録番号：

結約書 (No. ○○○○○)

当社による保険契約の締結の媒介の結果、下記の契約が成立いたしましたので、ここに本書の交付をもってその内容・条件をご通知申し上げます。

つきましては、本書記載事項の全てについて、貴社のご依頼内容と合致しているか検証のほどお願い申し上げます。また、修正すべき事項がある場合は、直ちに、当社までご連絡下さるようお願い申し上げます。

—記—

1. 保険契約者及び被保険者並びに保険金額を受け取るべき者の商号、名称又は氏名及び住所
2. 引受保険者の商号又は名称及び住所
3. 保険契約締結の年月日
4. 保険契約の種類及びその内容
5. 保険の目的
6. 保険価額を定めたときはその価額
7. 保険金額及び複数の保険者が共同して引き受けるときは各保険者の引受割合
8. 保険料及びその支払方法
9. 保険期間を定めたときはその始期及び終期

以 上

上記のとおりの内容で相違ありません。

保険契約者名

印

引受保険会社名

印

別紙様式第26号

(日本工業規格A4)

(第1面)

年 月 日

金融庁長官 殿

商号又は名称

氏名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

認 可 申 請 書

保険業法第119条第1項の規定により、認可申請します。

登録	年 月 日	第	号
ふりがな			
商号・名称 又は氏名			
ふりがな			
代表者又は 管理人の氏 名 (法人等 の場合)			
生年月日	年 月 日	性 別	男・女
住所 (法人 等の場合は 本店の所在 地)	郵便番号 () 電話番号 () ()		
代表者又は管理人 (法人等の場合) (上記の代表者又は管理人の氏名欄に記載した者を除く。)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
	年 月 日	男・女	
備 考	※廃止等		※受付
	年 月 日		

(記載上の注意)

- ※欄は記載しないこと。
- 代表者又は管理人について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面を記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
	電話番号 () —
	電話番号 () —
	電話番号 () —

(記載上の注意)

事務所の名称及び所在地について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第3面の次に添付すること。

保険募集に従事する役員・使用人の氏名、住所及び所属事務所の名称

氏名	住所	所属事務所の名称	備考

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第4面の次に添付すること。

認可に係る業務方法書

第1条 (業務の基本方針)

保険業法 (以下「法」という。) 附則第119条の認可に係る業務 (以下「認可業務」という。) を行うにあたっては、保険募集の公正かつ円滑な運営を図るため、保険業法その他の関係法令に従うとともに、本書に規定する業務の方法によるものとする。

第2条 (従業員の服務規程等)

当社の役職員のうち、当社のために認可業務を行う者の服務、権限及び監督については、別に定める「認可業務に係わる従業員の服務規程」による。

第3条 (組織等)

認可業務に関する組織、業務分掌及び職務権限については、別に定める「認可業務に関する組織規程」による。

第4条 (紛争等の処理)

保険契約者等との間に発生した紛争の処理については、別に定める「認可業務に関する紛争処理規程」による。

財産に関する調書

年 月 日現在

資 産	価 額	摘 要
資 産 現金・預金 有価証券 未収入金 土 地 建 物 備 品 権 利 その他 計		
負 債 借入金 未払金 預り金 前受金 その他 計		

- 備考 ① この調書は、認可申請者が個人である場合のみ、記入すること。
- ② 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

長期保険契約に係る業務の収支の見込み

年 月 日現在

(単位 千円)

科 目	当 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期
営 業 収 益				
長期保険契約に係る手数料 (A)				
営 業 収 益 計				
営 業 費 用		うち 長期 保険 契約 関係	うち 長期 保険 契約 関係	うち 長期 保険 契約 関係
人 件 費	()	()	()	()
不 動 産 関 係 費	()	()	()	()
租 税 公 課	()	()	()	()
通 信 交 通 費	()	()	()	()
調 査 研 究 費	()	()	()	()
広 告 宣 伝 費	()	()	()	()
そ の 他	()	()	()	()
営 業 費 用 計	(B)	(B)	(B)	(B)
営 業 損 益	A-B	A-B	A-B	A-B
営 業 外 収 益				
受 取 利 息				
有 価 証 券 等 取 引 益				
そ の 他				
営 業 外 収 益 計				
営 業 外 費 用				
経 常 損 益				
特 別 損 益				
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当基準損失)				
法 人 税 等 充 当 額				
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)				
当 期 未 処 分 利 益 (又は当期未処理損失)				

(注) 上記の収支の見込みは、長期保険契約に係る業務の開始時期を
(年 月)として作成した。

(別紙様式第30号)

(日本工業規格A 4)
年 月 日

金融庁長官 殿

登録番号 第 号
(郵便番号 -)
住 所 電話番号 () -
氏 名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

保証金に関する書面

保険業法施行令第4 1条に規定する保証金の額	円
供託所へ供託した保証金の額 (金銭及び有価証券の額)	円
保証委託契約の契約金額	円
保険仲立人賠償責任保険契約のてん補限度額 (1 事 故 / 期 間 中)	円 / 円

(記載上の注意)

1. 該当項目のみを記載すれば足りる。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(別紙様式第31号) (ひな型)

(日本工業規格A4)

認可申請者等の履歴書

(ふりがな) 氏名			
現住所		(郵便番号)	電話番号 () -
役職名等		生年月日	年 月 日生(満歳)
職 歴	期 間	内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印			

(記載上の注意)

- 1 「認可申請者等」とは、認可申請者並びにその保険募集を行う役員及び使用人をいう。
- 2 「賞罰」は、行政処分についても記載すること。

(別紙様式第32号)

(日本工業規格A4)

号

年 月 日

殿

金融庁長官

印

長期保険契約媒介認可通知書

年 月 日をもって申請のあった件につき、保険業法附則第119条の規定に基づき認可を行ったので通知する。

(別紙様式第33号)

(日本工業規格A4)

号

年 月 日

殿

金融庁長官

印

長期保険契約媒介認可の拒否について

年 月 日をもって申請のあった件につき、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由：

年 月 日

金融庁長官 殿

住所

電話番号 () —
商号又は名称

氏名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

業務方法変更認可申請書

業務方法について下記のように変更したいので、認可申請します。

変更予定年月日	変更の内容		変更の理由
	変更前	変更後	

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面を記載して、その書面を添付すること。

(別記様式第35号)

(日本工業規格A4)

号
年 月 日

殿

金融庁長官

印

長期保険契約業務方法変更認可通知書

年 月 日をもって申請のあった件につき、保険業法附則第119条の規定に基づき認可を行ったので通知する。

殿

金融庁長官

印

長期保険契約業務方法変更認可の
拒否について

年 月 日をもって申請のあった件につき、下記理由により拒否したので、通知
します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に
基づく異議申立てをすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があった
ことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第1
39号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由：

(別紙様式第37号)

(日本工業規格A4)
年 月 日

金融庁長官 殿

住所
電話番号 () -
商号又は名称
氏名 印
(法人等の場合は、代表者又は管理人の氏名)

業務廃止届出書

長期にわたる保険契約に係る業務を廃止いたしますので、保険業法施行規則附則第20条第3項の規定により届け出ます。

I. 申請書等様式集

(4) 保険主要株主関係 (別紙様式 1~11)

<目次>

別紙様式 1	保険主要株主に係る認可申請書
別紙様式 2	特定主要株主に係る認可申請書
別紙様式 3	主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった届出書
別紙様式 4	保険主要株主になった(又は保険主要株主として設立された)届出書
別紙様式 5	総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった届出書
別紙様式 6	主要株主基準値以上の議決権の数の保有者でなくなった届出書
別紙様式 7	総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなった届出書
別紙様式 8	解散届出書
別紙様式 9	総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることに係る届出書
別紙様式 10	定款(又は定款に準ずる定め)の変更届出書
別紙様式 11	保険業法第 271 条の 32 第 1 項第 7 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 1 項第 2 号に定める事項の変更(又は廃止)届出書

金融庁長官 殿

商号、名称又は氏名
代表者名
(連絡先) 印

保険主要株主に係る認可申請書

〇〇保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有(又は主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社の設立)をいたしたく、保険業法第271条の10第1項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

1. 理由書
2. 申請者に関する(1)、(2)又は(3)に掲げる書類
 - (1) 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有しようとする場合(会社その他の法人)
 - ① 定款
 - ② 会社登記簿の謄本
 - ③ 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
 - ④ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類
 - ⑤ 当該認可に係る法第271条の10第1項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録
 - ⑥ 主たる事務所の位置を記載した書類
 - ⑦ 業務の内容を記載した書類
 - ⑧ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - ⑨ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類
 - ⑩ その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類
 - ⑪ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
 - (2) 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有しようとする場合(会社その他の法人以外)
 - ① 名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書類
 - ② その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類
 - ③ 総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
 - (3) 保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社等の設立をしようとする場合
 - ① 定款
 - ② 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
 - ③ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業並びにその保有する議決権の数を記載した書類
 - ④ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録等
 - ⑤ 主たる事務所の位置を記載した書類
 - ⑥ 業務の内容を記載した書類
 - ⑦ 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
 - ⑧ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類
 - ⑨ その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類
 - ⑩ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
3. 当該認可後五営業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリューを記載した書類
4. 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステストの結果を記載した書類
5. 当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針
6. その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

商号、名称又は氏名
代表者名
(連絡先) 印

特定主要株主に係る認可申請書

〇〇保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を猶予期限日後も引き続き保有をいたしたく、保険業法第271条の10第2項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

1. 理由書
2. 当該法人に関する次に掲げる書類
 - ① 取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
 - ② その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類
 - ③ 主たる事務所の位置を記載した書類
 - ④ 業務の内容を記載した書類
 - ⑤ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - ⑥ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類
 - ⑦ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
3. 当該認可後五営業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリューを記載した書類
4. 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステストの結果を記載した書類
5. 当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針
6. その保有する当該保険会社の議決権の数を記載した書類
7. その他参考となるべき事項を記載した書類

金融庁長官 殿

商号、名称又は氏名
代表者名
(連絡先)

印

主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった届出書

〇〇保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったので、保険業法第271条の10第3項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

特定主要株主となった理由及び事由				
特定主要株主となった日	年 月 日 ()			
総株主の議決権・保有する議決権の数の状況		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減(②-①)
	総株主の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	議決権保有割合	%	%	%
特定主要株主でなくなった理由及び事由				
特定主要株主でなくなった日	年 月 日 ()			

金融庁長官 殿

保険主要株主名
代表者名 印
(連絡先)

保険主要株主になった(又は保険主要株主として設立された)届出書

〇〇保険会社の保険主要株主となった(又は保険主要株主として設立された)ので、保険業法第271条の32第1項第1号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

保険業法第271条の10第1項の認可を受けた日	年 月 日()
保険主要株主になった(又は保険主要株主として設立された)日	年 月 日()
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)

金融庁長官 殿

保険主要株主名
代表者名
(連絡先) 印

総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった届出書

〇〇保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となったので、保険業法第271条の32第1項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減(②-①)
総株主の議決権・保有する議決権の数の状況	総株主の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	議決権保有割合	%	%	%
議決権取得(又は保有)の理由及び事由				
総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった日	年 月 日()			

金融庁長官 殿

商号、名称又は氏名
代表者名
(連絡先) 印

主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった届出書

〇〇保険会社の主要株主基準値以上の議決権の保有者でなくなったので、保険業法第271条の32第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増減 (②-①)
総株主の議決権・保有する議決権の数の状況	総株主の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	議決権保有割合	%	%	%
保険主要株主でなくなった理由及び事由				
保険主要株主でなくなった日	年 月 日 ()			

金融庁長官 殿

保険主要株主名
代表者名
(連絡先)

印

総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなった届出書

〇〇保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなったので、保険業法第271条の32第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

		届出事由発生前①	届出事由発生後②	増 減(②－①)
総株主の議決権・保有する議決権の数の状況	総株主の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	議決権保有割合	%	%	%
百分の五十を超える数の議決権の保有者でなくなった理由及び事由				
百分の五十を超える数の議決権の保有者でなくなった日	年 月 日()			

(注) 届出事由発生後も基準議決権数を超える議決権を保有している場合に提出すること。

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

商号又は名称
代表者名
(連絡先) 印

解散届出書

〇〇保険会社の保険主要株主でありましたが、解散したので、保険業法第271条の32第1項第5号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解 散 の 理 由	
解 散 日	年 月 日 ()
保 有 議 決 権 数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
保有議決権の処分方法	

金融庁長官 殿

保険主要株主名
代表者名 印
(連絡先)

総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を一の株主により
取得又は保有されることに係る届出書

〇〇保険会社の保険主要株主ではありますが、総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を一の株主により取得又は保有されることになったので、保険業法第271条の32第1項第6号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

一の株主の氏名又は名称	
一の株主の住所又は主たる事務所の所在地	
一の株主の連絡先	
保有される議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
保有される日	年 月 日()

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険主要株主名
代表者名 印
(連絡先)

定款(又は定款に準ずる定め)の変更届出書

〇〇保険会社の保険主要株主であります。定款(又は定款に準ずる定め)を変更いたしましたので、保険業法第271条の32第1項第7号及び保険業法施行規則第210条の14第1項第1号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更事項	変更前	
	変更後	
変 更 し た 日	年 月 日 ()	
理 由		

文 書 番 号
年 月 日

金融庁長官 殿

保険主要株主名
代表者名 印
(連絡先)

〇〇の変更(又は廃止)届出書

〇〇保険株式会社の保険主要株主であります。〇〇について変更(又は廃止)いたしましたので、保険業法第271条の32第1項第7号及び保険業法施行規則第210条の14第1項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変更(又は廃止)項目	
変 更 前	
変 更 後	
変更(又は廃止)した日	年 月 日 ()
理 由	

〇〇財務(支)局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

金融機関名
代表者名 印

今般、以下のように { ①障害等が発生した
②サイバー攻撃を検知した
③サイバー攻撃の予告を受けた } ので、

金監第 号に基づき報告します。

(新規・続報)

障害発生等報告書

(〇〇財務局)

財務局受付者名					
受付日時	年	月	日	時	分
連絡者	所属： (電話番号) - - 氏名：				
状況	発生日時： 年 月 日 時 分頃				
障害原因	未確認・確認済 ()				
復旧見込	日 時頃 ・ 不明				
復旧までの影響					
対処状況	復旧までの対応策： 対 外 説 明：				
事後改善策					

(記 載 要 領)

1. 障害発生等の状況に照らして報告文中の①～③のいずれかを選択するとともに、太
枠内を記載すること。
2. 障害の状況等が多岐に亘る場合、本様式記載のうえ別紙添付可（様式任意）。
3. 「状況」欄には、障害等の状況のほか、発生場所（市町村名まで）、被害が確認さ
れている場合には必要に応じ、被害の状況を記載すること。
4. 「対処状況」の「復旧するまでの対応策」については、応急措置、抜本的対応（代
替措置等）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
5. 障害等がサイバーテロによるものである場合は、以下の事項についても、判明した範
囲で記載すること。
 - ① 攻撃の種別（不正アクセス、サービス不能攻撃、情報漏えい・改ざん、システム破壊等）
及び原因（セキュリティーホール、侵入経路、不正プログラム等） 【障害原因欄】
 - ② その他の連絡先（警察、セキュリティー関係機関、他省庁等） 【対処状況欄】
 - ③ 他の事業者に対する攻撃の可能性 【状況欄】

金融 第 号
平成 年 月 日

生命(損害)保険 会社
取締役社長 殿

金融庁長官
〇〇 〇〇

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

平成 年 月 日を基準として、(〇〇〇〇等について)貴社を検査した結果を平成 年 月 日付金検第 号で通知したところであるが、通知した事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、保険業法第128条第1項に基づき報告を求め、平成 年 月 日()までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

(様式Ⅲ-1-4-2)

金融機関の支店認可等に係る登録免許税納付額報告書

自 年 月 日
至 年 月 日
〇〇財務(支)局

認可等の区分	件数	納付額
銀行の営業の免許 銀行の支店の設置の認可 銀行の支店以外の営業所の設置の認可 銀行の支店以外の営業所の支店への変更の認可 信用金庫の事業の免許 信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可 信託会社の営業の免許 保険業の新規免許 保険仲立人の登録 金融機関の合併及び転換に関する法律に基づく合併又は転換 貸金業者の登録 抵当証券業者の登録 金融先物取引業の許可 前払式証票の第三者型発行者の登録		
合 計		

(注)認可等の区分については、登録免許税法別表に掲げる事項のうち金融機関に係る事項の全てを網羅したものではないので留意すること。

(様式Ⅲ-1-7-2(1))

保険会社に関する苦情受付票

属性			
日時	年 月 日() 時 分～ 時 分 [電話・来局・文書]		
保険会社名			
申出者		応接者	
苦情内容			
摘要			

(様式Ⅲ-1-7-2(2))

金融機関に関する苦情受付件数調べ

(単位:件)

	都銀	信託	長銀	地銀	第二	信金	信組	生保	損保	その他	合計
電話 来局 文書 計											

(注)「第二」は第二地方銀行協会加盟行。

(様式Ⅲ-1-8-2(2))

連絡箋

属性			
日時・場所	年 月 日() [電話・来局・その他]		
照会者		応接者	
照会内容			
回答案			
処理			

(様式Ⅲ-1-8-2(4))

応接箋

属性			
日時・場所	年 月 日() [電話・来局・その他]		
照会者		応接者	
照会内容			
回答			

(別紙1)

項目	職種区分					
	内勤職員	営業職員	個人募集代理店	法人募集代理店	個人代理店使用人	法人代理店使用人
日付	申請書記載日					
商号又は名称・氏名・印	本欄は、本人による自署(記名押印でも可)とする。外国人で通称名が登録されている者は、本国名か通称名かいずれか一方を選択する。個人募集代理店は代表者の氏名を記載し、屋号は記載しない。			法人名、代表者の役職及び氏名を記名し押印する。	内勤職員等と同様	
法定代理人氏名・印	申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者のとき記名し押印する。法定代理人は、父母の一方若しくは後見人をもって足りるものとする。			記載しない。	内勤職員等と同様	
職種区分	該当の職種区分を余白に記載する。					
登録	便宜上代申支社において登録年月日欄には、登録申請年月日を記載し、登録番号欄には、申請番号を記載しておくものとする。申請番号は、別紙2「申請番号・登録番号の記載要領」により記載させるものとする。					
商号・名称又は氏名	住民票等にある氏名			登記簿謄本等にある法人名	住民票等にある氏名	
代表者又は管理人の氏名	記載しない。			代表者氏名	記載しない。	
生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別			代表者の生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別	
事務所の名称	「本社」	代申支社名	住民票等にある氏名	母店名(他事務所がある場合は別葉に記載)	記載しない。	勤務している事務所
事務所の所在地	本社の所在地	代申支社の所在地	事務所の所在地	母店の所在地(同上)	所属代理店の事務所の所在地	勤務している事務所の所在地
所属代理店等の商号	記載しない。				所属代理店の商号、名称又は氏名を記載する。(個人代理店使用人にあつては、屋号を記載しない。)	
所属保険会社の商号、名称又は氏名	所属保険会社の商号、名称又は氏名		所属保険会社の商号、名称又は氏名と代申支社名。乗合の場合は、代申会社がわかるようにする。			
他に行っている業務の種類	他に行っている業務がある場合は、その主要な業務を1つ記載する。ない場合は、その旨記載する。					
備考	記載しない。			代表者の整理番号。整理番号の付番方法は申請番号に準じる。代表者が生命保険協会が行っている一般課程試験に合格しているかを記載する。	記載しない。	

- (注) 1. 法人募集代理店の代表者が複数いるときは、2人目以降の代表者全員分の登録申請書の下片を提出する。記載する欄は、「職種区分、登録、商号、名称又は氏名、生年月日、性別、代表者又は管理人の氏名、所属保険会社の商号、名称又は氏名、備考」とし、記載内容は、法人募集代理店の当該欄の内容に準じる。
2. 法人募集代理店の事務所は、募集人が所属する事務所がある場合に記載し、各事務所の名称及び所在地は、別葉に記載する。なお、代申支社が事務所別募集人一覧表を作成することにより代えることができる。
3. 法人代理店使用人の事務所は、当該法人代理人の本店若しくは母店が当該使用人の勤務している事務所を常時把握し、かつ、所属保険会社が当該使用人の勤務している事務所を速やかに把握できる体制となっている場合には、当該法人代理店本店(本店の所在地)若しくは母店(母店の所在地)を記載することにより代えることができる。

(別紙2)

申請番号・登録番号の記載要領

申請番号・登録番号は、次の通り付番する。

〔 管 轄 財 務 局 コー ド 〕 〔 代 伸 会 社 コー ド 〕 〔 代 伸 支 社 コー ド 〕 〔 番 号 〕

(例) 00AABB123456

- ア. 管轄財務局コード (2桁: 「管轄財務局コード一覧」参照)
- イ. 代申会社コード (2桁: 「生保会社コード一覧」参照)
- ウ. 代申支社コード (3桁: 代申支社別の区分番号)
- エ. 番 号 (6桁: 代申支社別に付番)

(注) 法人募集代理店代表者に付番する整理番号も同様の形態とし、代表者個々に付番する。登録番号と重複しないよう留意する。

管轄財務局コード一覧

財務（支）局	財務事務所	コード	財務（支）局	財務事務所	コード	
関東財務局	本局	00	東海財務局	本局	40	
	横浜	01		静岡	41	
	千葉	02		津	42	
	甲府	03	北陸財務局	岐阜	43	
	東京	04		本局	50	
	水戸	05		福井	51	
	宇都宮	06		富山	52	
	前橋	07		中国財務局	本局	60
	長野	08			山口	61
新潟	09	岡山	62			
		鳥取	63			
近畿財務局	本局	10	松江	64		
	京都	11	四国財務局	本局	70	
	神戸	12		松山	71	
	奈良	13		徳島	72	
	和歌山	14	高知	73		
	大津	15	福岡財務支局	本局	80	
北海道財務局	本局	20		佐賀	81	
	函館	21		長崎	82	
	小樽	22	九州財務局	本局	90	
	旭川	23		大分	91	
	帯広	24		鹿児島	92	
	釧路	25	宮崎	93		
北見	26	沖縄総合事務局	本局	99		
東北財務局	本局		30			
	盛岡		31			
	福島		32			
	秋田		33			
	青森	34				
山形	35					

生保会社コード一覧

① 生命保険会社

会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
日本	DA	三井	DS	日本興亜	EF
アクサグループ・ライフ	DB	住友	DT	あいおい	EH
マスマチュアル	DD	ソニー	DU	東京海上日動あんしん	EJ
テイ・アント・テイ ・ファイナンシャル	DF	損保ジャパンひまわり	DW	富士	EN
エイアイシー・スター	DG	クレディ・スイス	DX	東京海上日動 ファイナンシャル	EO
太陽	DH	プルデンシャル	DY	AIGエジソン	EP
第一	DJ	ピーシーエー	DZ	マニユライフ	EQ
大同	DK	オリックス	EA	損保シヤハ ^ン テイ ^ー ・アイ [・] ワイ	ER
富国	DO	アクサ	EB	ハートフォード	ES
朝日	DP	アイエヌジー	EC	大和	ET
ジブラルタ	DQ	三井住友海上きらめき	ED	三井住友海上 シティインシュアランス	EU
明治安田	DR	共栄火災しんらい	EE		

② 外国生命保険会社等

会 社 名	コード	備 考
パイオニア・アメリカン・インシュアランス・カンパニー	FA	
ワールド・サービス・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FB	
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FC	居住者向け営業
トランスアメリカ・オクシデンタル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FD	
アメリカン・アミカブル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FE	
ナショナル・トラベラーズ・ライフ・カンパニー	FF	
ミッドランド・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FH	
アメリカン・デイトレンダー・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FL	
アメリカン・ファイデリティ・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FM	
ファースト・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ	FN	
オールト・リパブリック・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FP	
トランス・ワールド・アシュアランス・カンパニー	FR	
リライアスター・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FS	
アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・コロンバス	FT	居住者向け営業
コンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ	FU	
ナショナル・ネーデルランデン生命保険会社N. V.	FV	
チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FW	居住者向け営業
カーティフ・アシュアランス・ウィ	FX	居住者向け営業

(別紙1)

損害保険代理店登録申請書記載要領

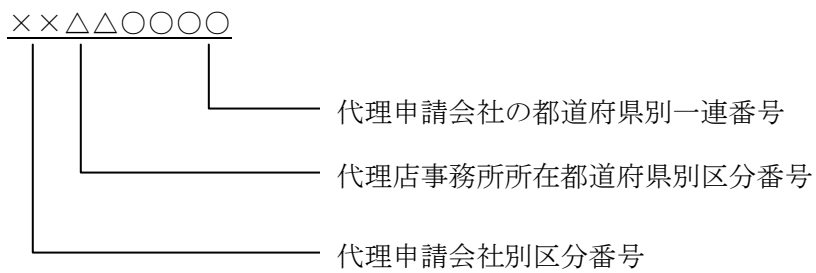
区分		個人代理店	法人代理店
項目			
上 片	日付	財務局への登録申請日を記載する。	同 左
	商号又は名称・氏名・印	氏名は申請者本人の自筆とする。	氏名は代表者又は管理人の氏名を記載する。なお、代表者が複数いる場合は、筆頭者の氏名を記載することとする。代理店が、別個に支店の登録を行う場合、登録申請者は、登録をしようとする代理店の支店長等とせず、本店の代表者として支えられない。
	法定代理人氏名・印	法定代理人氏名は、申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の場合に記載する。	—————
下 片	登録	登録年月日欄は、管轄財務局において記載する。 登録番号欄は、別紙2「登録番号の記載要領」により代理申請会社に記載させるものとする。	同 左
	代理申請会社名	代理申請会社名を記載する。	同 左
	商号・名称又は氏名	氏名を記載する。	商号又は名称を記載する。
	代表者又は管理者の氏名	—————	代表者又は管理者の氏名を記載する。なお、代表者が複数いる場合は、当該欄には筆頭者を記載し、その他の代表者については、「代表者又は管理人(別表)」(別紙様式66、以下「代表者別表」という。)に記載し、登録申請書に添付するものとする。
	生年月日等	申請者の生年月日及び性別を記載する。	筆頭者の生年月日及び性別を記載し、筆頭者以外の代表者については、代表者別表に記載する。
	住所	申請者の住民票等上の現住所を記載する。 なお、①③ハの登録の場合においては、記載を要しない。	商業登記簿上の本店の住所を記載する。
	事務所の名称・所在地	損害保険代理業務を行う事務所について記載する。(事務所の名称がない場合は名称欄の記載を要しない。また、事務所の所在地が住所欄と同じ場合は、所在地欄の記載を要しない。) なお、①③ハの登録の場合、事務所の所在地は、保険業法第98条に基づく業務の代理・事務の代行を委託する損害保険会社の本店の所在地又はこれに準じて管理全般が一括して行われる事務所の所在地とする。	損害保険代理業務を行う事務所について記載する。(事務所の所在地が住所欄と同じ場合は、所在地欄の記載を要しない。) 代理店が別個に支店等の登録を行う場合には、既登録の代理店の事務所については、登録申請書の「事務所の名称、所在地」欄の記載を要しない。
	他に業務を行っている場合は、その業務の種類	他に業務を行っている場合については、その主要な業務の記載をもって足りるものとする。ただし、生命保険募集人の登録を受けている場合はその旨を記載する。 なお、①③ハの登録の場合においては、「生命保険募集人(支部長等)」と記載することとする。	他に業務を行っている場合については、その主要な業務の記載をもって足りるものとする。ただし、生命保険募集人の登録を受けている場合はその旨記載する。
	所属保険会社の商号、名称又は氏名	乗合会社(代理申請会社以外)がある場合は乗合会社名を略記する。	同 左
	備考	代理申請会社が、登録申請書の記載事項及び登録申請書の添付書類を代理店か徴求したことの確認として、代理申請会社において添付書類徴求済の旨を記載した上、確認印を押印する。	同 左 代理店がその支店等を別個の代理店として登録の申請を行う場合には、新たに登録する事務所の登録申請書の備考欄に「本店にて呈示済」の旨記載し、本店の代理申請会社名とその登録番号を記載して提出すれば添付書類を省略することができる。
抹消	記載を要しない	同 左	
受付	記載を要しない	同 左	

(別紙２)

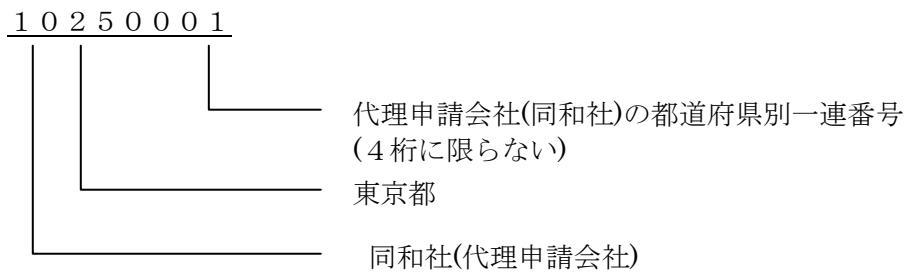
登録番号の記載要領

代理店事務所所在地による都道府県別一連番号の頭に代理申請会社別区分番号（別表１）及び代理店事務所所在都道府県別区分番号（別表２）を付したのもをもって当該代理店の登録番号とするものとする。

(注) 上記による登録番号例



(例)



代理申請会社別区分番号

会 社 名	番 号	会 社 名	番 号
三井住友 ※	(01)	コファス	35
共栄	02	アメリカン・ホーム	37
日本興亜 ※	(03)	A I U	39
三井住友	04	ロイズ	44
損保ジャパン ※	(05)	ゲーリング	49
あいおい ※	(06)	スミセイ	52
あいおい	08	損保ジャパン ※	(53)
東海日動	09	ニッセイ同和 ※	(54)
ニッセイ同和	10	三井住友 ※	(55)
セコム	11	明治	56
東海日動 ※	(12)	安田ライフ	57
損保ジャパン ※	(13)	そんぽ24	58
日新	14	エース	66
日本興亜	15	チューリッヒ	67
富士	16	ゼネラル	68
損保ジャパン	17	ザ・ニュー・インディア	77
朝日	18	アクサ	82
日本興亜 ※	(19)	カーディフ	86
大同	22	イーグル・スター	91
セゾン	23	フェデラル	93
ジェイアイ	24	現代	96
アリアンツ	25	損保ジャパン・フィナンシャルギャランティー	3A
日立キャピタル	26	ユーラー・ヘルメス	4A
ソニー	27	アトラディウス	4C
三井ダイレクト	28		

※当該番号については、合併前の既存代理店において使用する代理申請会社別区分番号である。

別表2

都道府県別区分番号

都 道 府 県	番 号	都 道 府 県	番 号
北 海 道	0 1	滋 賀 県	5 0
青 森 県	0 2	京 都 府	5 7
岩 手 県	0 3	大 阪 府	5 8
宮 城 県	0 4	兵 庫 県	5 9
秋 田 県	1 0	奈 良 県	6 0
山 形 県	1 1	和 歌 山 県	6 1
福 島 県	1 2	鳥 取 県	6 2
茨 城 県	2 0	島 根 県	6 3
栃 木 県	2 1	岡 山 県	6 4
群 馬 県	2 2	広 島 県	7 0
埼 玉 県	2 3	山 口 県	7 1
千 葉 県	2 4	徳 島 県	7 2
東 京 都	2 5	香 川 県	7 3
神 奈 川 県	2 6	愛 媛 県	7 4
新 潟 県	3 0	高 知 県	8 0
富 山 県	3 1	福 岡 県	8 1
石 川 県	3 2	佐 賀 県	8 2
福 井 県	3 3	長 崎 県	8 3
山 梨 県	3 4	熊 本 県	8 4
長 野 県	4 0	大 分 県	9 0
岐 阜 県	4 1	宮 崎 県	9 1
静 岡 県	4 2	鹿 児 島 県	9 2
愛 知 県	4 3	沖 縄 県	9 3
三 重 県	4 4		

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。

金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年 7 月 16 日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。

記

1. 対象

(1) 対象法令(条項)の範囲

金融庁における本手続の対象となる法令(条項)は、金融庁が所管する法律及びこれに基づく政府令の条項のうち次のいずれかであって、平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)における、「民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する」との趣旨に該当するものとする。

- ① 当該条項が申請(行政手続法(平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号)第 2 条第 3 号にいう申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ② 当該条項が届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ③ 当該条項が不利益処分(行政手続法第 2 条第 4 号に定める不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合

(2) 対象となる法律の公表

本手続の対象となる法律を担当する課室については、一覧表を作成し、金融庁のホーム

ページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法律改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。

2. 照会

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、財務(支)局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は、照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する担当課室に対し、照会書面を 3 日以内にファックス等により送付する。

(2) 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、上記1. の対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記(3)の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意している者とする。

(注) 照会者が法人(及び業界団体)である場合には、役員名で行うことを原則とし、弁護士等である場合には委任状(照会者が法人である場合には役員名によるもの)の提出を求めることとする。なお、法人と弁護士等との連名による照会も可能とし、この場合には、委任状の提出は要しないこととする。

弁護士等とは、弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者とする。

(3) 照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものでなければならない。

- ① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- ② 上記1.(2)に基づき金融庁がホームページにおいて公表した法律及びこれに基づく政府令の条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- ③ 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- ④ 上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

(4) 照会書面の補正及び追加書面の提出

金融庁は、照会書面の記載内容が不十分な場合、照会者の本人確認をする場合等、必要な限度において照会者に対し、照会書面の補正、追加書面の提出等所要の対応を求めることができる。

(5) 照会書面の名宛人

照会書面における名宛人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

3. 回答

(1) 回答期間

上記2. の照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

- ① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内
- ② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内
- ③ 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

上記2. (4)により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。

30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

(2) 回答書面の名義人

回答書面の名義人は、照会案件に係る法令を所管する担当課室の長とする。

(3) 回答の方式

照会に対する回答は、書面により行うものとする。ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りでない。

回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用の対象となるか否かに関する見解及び根拠を明示するほか、以下のような注を付することとする。

「(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。」

(4) 回答を行わない事案

課室の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課室の長は、照会者に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を通知することとする。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会

- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会
- ④ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ⑤ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会
- ⑥ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑦ 類似の事案が争訟(訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て)の対象となっている照会

(5) 照会の取下げ

課室の長は、回答を行うまでの間に照会者から照会の取下げの申出があった場合には、上記3. (1)ないし(3)の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。この場合において、下記4. の規定は適用しない。

4. 照会及び回答についての公開の方法

照会者名並びに照会及び回答の内容は、原則として 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から 30 日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

5. 実施時期

平成 13 年 7 月 16 日より実施する。

(改正)

- ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記4. 改正、実施。
- ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記3. (3)、(5)改正、実施。

1. 届出内容評価表 (生命保険会社用)

〇〇〇〇生命〇〇会社

(1) 届出に係る商品の内容 (種目、編等)

[Empty box for item 1 content]

(2) 届出の概要

[Empty box for item 2 summary]

(3) 届出商品の概要

保険契約者	被保険者	該当(複数可)
企業・団体	個人	
個人	個人	

一般勘定

特別勘定

(4) 届出手続

(a) 保険商品の新設 以下全項目について評価のこと

(b) 既存保険商品の変更 変更部分について評価のこと

(基礎書類のうち変更のない書類については、記載不要)

特約条項の変更

(特約条項以外の)事業方法書の変更

普通保険約款の変更 (複数可)

算出方法書の変更

(c) 届出内容

関係法令の改正に伴う形式的変更や単純な字句の修正等

他社の既存商品と実質的に同等の商品

実質的に同等であることを示す参考資料の添付

あり なし

(5) 届出事項の記述等の確認 責任をもった複数段階チェック済 未済

(6) 全般的事項 事業方法書等の各記載が保険業法等に沿ったものであるか
沿ったものである 問題点あり

2. 事業方法書・普通保険約款

注・事業方法書・普通保険約款に変更ない場合には記載不要。

変更の場合は、その変更項目について評価を記載する。

普約・特約の複数の変更(新設を含む)がある場合には、

必要に応じ各1通とすることも可。

届出書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。

問題なし

懸念あり

不適切

(複数通の場合) 変更項目 _____

(1) 保険契約の内容が、契約者等の保護に欠けるおそれのないこと(法5条第1項第3号イ)

おそれなし あり

①保険金等の支払事由 特段の条件なし あり

②保険金等の額 契約後の変動を予定しない する

③保険金等の支払方法 特段の不便や不利益なし あり

④保険料の額 契約後の変動を予定しない する

⑤保険料の追加 契約後の追加負担を予定しない する

⑥保険料の支払方法 特段の不便や不利益なし あり

⑦契約継続中の権利義務 特段の制約なし あり
(解約権、自動解約要件、復活、貸付、その他の義務等)

⑧契約後の保険会社の契約内容変更権 なし あり

⑨契約締結等手続の方法

契約者の保護に欠けるおそれなし あり

⑩その他契約者の立場を不安定にする要素 なし あり

(2) 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと(同号ロ) 不当な差別的取扱い なし あり

①契約相手による契約適用上の相違(年齢、性別以外の理由によるもの) なし あり

ある場合には相違点 その理由・根拠

②引受の拒否

自己申告(告知)結果による

診査結果による

契約対象者の範囲を細分限定

その他による拒否予定あり

(3) 保険契約の内容が、公序良俗を害する行為を助長・誘発するおそれのないこと(同号ハ) おそれなし おそれあり

①保険金等の支払事由等(免責事由を含む)

問題なし 懸念あり

②契約存続のための条件 問題なし 懸念あり

③不当利得を生ずる可能性 なし あり

④逆選択を促す可能性 なし あり

⑤契約手続、支払審査手続の確実性 確実 その他

(4) 権利義務その他保険契約の内容が、明確かつ平易に定められたものであること

(同号ニ) 明確平易 その他

①誤字脱字落丁等 なし あり

②条文等の内容・関係について矛盾 なし あり

③意味不明や難解な部分 なし あり

④文言や表現に誤解を招くおそれ なし あり

⑤権利義務が全て明確か 明確

必ずしも明確でない部分あり

⑥保険契約者に十分読める明確な約款等を予定しているか
予定 その他

⑦契約の重要な要素を契約者に明確に理解できる方法を予定
しているか 予定 その他

(5) 保険契約の内容が、需要及び利便に適合した妥当なものであること(同号ホ、規則第11条第1号)

適合 妥当

(6) 被保険者の同意の方式が書面同意、その他これに準じた方式であり、明瞭に定められていること(同条第2号) 本項無関係 関係あり

①契約者と被保険者の関係 同一人 別人

②被保険者の死亡に対して保険金等の支払

なし あり

③(①「別人」かつ②「あり」の場合) 同意方式

適正 その他

(7) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること(同条第2号の2)

本項無関係 適正 その他

(8) 解約による返戻金の開示方法(同条第3号)

適正明瞭 その他

(9) 保険金の支払基準及び限度額が適正であること(同条第4号)

適正 その他

①保険金の支払基準

支払対象事由 適正 その他

支払対象範囲 明確 その他

モラルリスクを招くおそれ なし あり

明確さ 明確 その他

②保険金の限度額

モラルリスクを招くおそれ なし あり

(10) 特別勘定の財産の運用に係る体制が適正(同条第6号)

特別勘定を設けない 適正 その他

(11) 業務又は事務を委託する場合において、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる(同条第7号)

事務等の委託を行わない

他商品一般の委託と同様

的確公正効率的に遂行できる

懸念あり

3. 算出方法書

注・算出方法書に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、
その変更項目について評価を記載する。
性質の異なる複数の変更(特約の新設・変更を含む)がある
場合には、必要に応じ各1通とすることも可。
届出書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。

問題なし
懸念あり
不適切

(複数通の場合) 変更項目 _____

保険契約の種類

標準責任準備金対象契約 標準責任準備金対象外契約

理由

毎年配当 無配当 その他の配当方式 変額 その他
死亡・生存に対する給付 疾病に対する給付 年金 その他
保険期間 1年以下 1年～5年 5年～10年 10年～20年
20年～30年 30年以上

(1) 保険料及び責任準備金が保険数理に基づき合理的・妥当であること(法第5条第1項第4号イ) 合理的妥当 その他

①保険料の計算基礎

予定死亡率 標準生命表 その他

予定発生率 公的データ等 その他

基礎データの補整

標準生命表と同様 特約の条項に合致しているなど合理的

予定利率 標準利率 その他

利率変動型商品の場合、利率設定根拠と運用対象資産、運用期間との整合性
あり なし

予定事業費率

設定方法 合理的 その他

新契約費 (%)

維持費率 (%)

集金費率 (%)

その他

類似商品との水準 同程度 その他

引き下げる場合 対応する経費削減策 あり なし

その他の計算基礎率 なし あり (名称 _____)

法令及び数理に基づいた保険料の計算 適当 その他

②責任準備金の計算基礎(保険料の計算基礎と異なる場合に記入)

予定死亡率 標準生命表 その他

予定発生率 公的データ等 その他

予定利率 標準利率 その他

(%)

その他の計算基礎率 なし あり (名称 _____)

法令及び数理に基づいた責任準備金の計算 適当 その他

(健全性の確保 問題なし その他)

責任準備金の積立方式 標準対象契約 標準 その他

標準対象外契約 平準純保 その他

③割引等の設定

設定なし 数理上適当な設定

数理上の根拠弱い

④計算の基礎等の信頼性

あり 根拠が弱い なし

⑤記載が確実か

誤字誤記等 なし あり

計算間違い なし あり

(2) 保険料に関し、特定の者に対して不当に差別的な取扱いをするものではないこと
(同号口)

不当に差別的取扱いなし あり

①契約相手による保険料等の適用上の相違

なし あり

ある場合は相違点 その理由・根拠

(3) 契約者価額の計算が保険契約者にとって不当に不利益なものでないこと(規則第12条第1号)

①解約返戻金の水準

適当 その他

(4) 保険料以外の部分に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと(規則第12条第2号)

あり なし

1. 届出内容評価表 (損害保険会社用)

〇〇〇〇保険〇〇会社

(1) 届出に係る商品の名称(種目、編等)

(2) 届出の概要

(3) 届出商品の販売対象等

保険契約者	被保険者	該当(複数可)
企業・団体	企業・団体	
企業・団体	個人	
個人	個人	

積立型 非積立型

「特約自由」又は「標準普約」方式
(以下「特約自由等」)を採用
未採用

(4) 届出手続

a 保険商品の新設 以下全項目について評価のこと

b 既存保険商品の変更 変更部分についてのみ評価のこと
(基礎書類のうち変更のない書類については、記載不要)

- | | | |
|-------------------|--------------------------|---------|
| 特約条項の新設・変更 | <input type="checkbox"/> | } (複数可) |
| (特約条項以外) 事業方法書の変更 | <input type="checkbox"/> | |
| 普通保険約款の変更 | <input type="checkbox"/> | |
| 算出方法書の変更 | <input type="checkbox"/> | |

c 届出内容 関係法令の改正に伴う形式的変更や単純な字句の修正等
 他社の既存商品と実質的に同等の商品
実質的に同等であることを示す参考資料の添付
 あり なし
 その他

(5) 届出事項の記述等の確認 責任をもった複数段階チェック済 未済

(6) 合法性 事業方法書等の各記載が保険業法等に沿ったものであるか
沿ったものである 問題点あり

(7) 届出の内容に関し特に補足すべき事項

2. 事業方法書・普通保険約款

注・事業方法書・普通保険約款に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、その変更項目についての評価を記載する。
 普約・特約の複数の変更(新設を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。
 届出書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。

問題なし
 懸念あり
 不適切

(複数通の場合) 変更項目

(1) 保険契約の内容が、契約者等の保護に欠けるおそれのないこと(法第5条第1項第3号イ)

おそれなし あり その他(特約自由等を採用
 している場合を含む)

①保険金等の支払事由 特段の限定・条件なし あり

②保険金等の額 契約後の変動を予定しない する

③保険金等の支払方法 特段の不便や不利益なし あり

④保険料の額 契約後の変動を予定しない する

⑤保険料の追加 契約後の追加負担を予定しない する

⑥保険料の支払方法 特段の不便や不利益なし あり

⑦契約存続中の権利義務 特段の制約なし あり

⑧その他契約者の立場を不安定にする要素 なし あり

⑨契約締結等手続の方法 契約者保護に欠ける あり
 おそれなし

⑩保険業法その他法令 全く問題なし 法令抵触・誤解
 との関係 のおそれ

(2) 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと (同号ロ)
不当な差別的取扱いなし あり その他 (特約自由等を採用
している場合を含む)

①契約相手による契約適用上の相違

なし あり

(ある場合には相違点 その理由・根拠を示すページ)

②引受の拒否

一般には予定していない

可能性はあるが保険商品の社会公共性が低い

予定あり

(3) 保険契約の内容が、公序良俗を害する行為を助長・誘発するおそれのないこと (同号ハ)

おそれなし おそれあり その他 (特約自由等を採用
している場合を含む)

①保険金等の支払事由等

問題なし 懸念あり

②契約存続のための条件

問題なし 懸念あり

③不当利得を生ずる可能性

可能性なし あり

④第三者が利益等を得る

可能性なし あり

可能性

(4) 権利義務その他保険契約の内容が、明確かつ平易に定められたものであること (同号ニ)

明確平易 特約自由等を採用 その他

①誤字脱字落丁等

なし あり

②条文等の内容・関係についての矛盾

なし あり

③意味不明や難解な部分

なし あり

④文言や表現に誤解を招くおそれ

なし あり

⑤権利義務が全て明確か

明確

必ずしも明確でない部分あり

⑥保険契約者に十分読める明確な

約款等を予定しているか

予定 その他

⑦契約の重要な要素を契約者に明確に

理解できる方法を予定しているか

予定 その他

(5) 保険契約の内容が、需要及び利便に適合した妥当なものであること (規則第11条第1号)

(6) 被保険者の同意の方式が書面同意、その他これに準じた方式であり、明瞭に定められていること
本項無関係 適正・明瞭 その他 (同条第2号)

①契約者と被保険者の関係 同一人 別人

②被保険者の死亡に対して保険金等の支払
なし あり

③ (①「別人」かつ②「あり」の場合) 同意方式
適正 その他

(7) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること(同条第2号の2)
本項無関係 適正 その他

(8) 解約による返戻金の開示方法(同条第3号)
適正明瞭 その他

(9) 保険金の支払基準及び限度額が適正であること(同条第4号)
本項無関係 適正 その他

①人の死亡に関し一定額の支払を行うものか
行わない 行う

②疾病・傷害等に関し一定額又は損害てん補を
行わない 行う

③ (①又は②行う場合) 保険金の支払基準・限度額
適正 その他

(10) 再保険に付した金額を控除した保険金額の限度額を合計した額が、総資産の額に比して妥当なものであること(同条第5号)
妥当 その他

(11) 積立勘定の財産の運用に係る体制が適正(同条第6号)
積立勘定を設けない 適正 その他

(12) 業務又は事務を委託する場合において、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる
(同条第7号)

- 事務等の委託を行わない
他商品一般の委託と同様
業務等を的確公正効率的
に遂行できる
懸念あり

(13) 規則第53条の書面の受領を示す署名又は押印を得る措置が明確に定められていること
本項無関係 要件に合致 その他 (同条第8号)

①規則第53条第1号～第4号への該当

- 右のいずれでもない 第1号(給付金額の変動)該当
(②の記載不要) 第2号(外国通貨表示)該当
(事業者向け専用のもを除く)
第3号(予定解約率、解約返戻金なし)
第4号(転換型)
特約自由等を採用

②規則各号に示す内容を記載した書面の交付及びその受領の署名押印を得る措置の規定
事業方法書上明確に記載 その他

(14) 保険会社が契約内容の変更ができる保険契約の場合の要件 (同条第9号)
本項無関係 要件に合致 その他

①契約内容変更規定

- 右のいずれでもない 変更規定 特約自由等
(①②の記載不要) あり を採用

②契約内容変更の要件、変更箇所、変更内容、契約者への通知の時期
契約上明確に規定 その他

③変更の通知に対しての解除

- 不利益なく解除できる その他

3. 算出方法書

注・算出方法書に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、その変更項目についての評価を記載する。
 性質の異なる複数の変更(特約の新設・変更を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。
 届出書類等の該当(関連) ページを右欄に付記する。

問題なし
 懸念あり
 不適切

(複数通の場合) 変更項目 _____

(1) 算出方法書が保険数理に基づき合理的・妥当であること(法第5条第1項第4号イ)

合理的妥当 その他

①保険料 (率)

点 幅 (%) 標準 自由

自社料率 その他

予定損害率(%) 予定事業費率(%)

数理計算の基礎

純率

算定会参考純率 自社固有データ実績
 その他 他の国内データ等実績
 海外のデータ等実績
 上記の混合使用

付加率

自社実績使用 修正要素援用 その他

予定利率(積立商品の場合) _____%

割引等の設定

設定なし 数理上適当な設定
 数理上の根拠弱い

②法令及び数理に基づいた責任準備金の計算

適当 その他

③計算の基礎等の信頼性

あり 根拠が弱い なし

④記載が確実か

誤字誤記載等 なし あり
 計算間違い なし あり

(2) 保険料等に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

不当な差別的取扱いなし あり その他 (同号ロ、規則第12条第2号)

①契約相手による保険料等の適用上の相違

なし あり

(ある場合は相違点 その理由・根拠を示すページ)

(3) 付加保険料率が、保険の引受けに伴い支出すると見込まれる費用を償えるものであること

償える その他 (規則第12条第3号)

(4) 自動車保険の場合、危険要因、料率格差、料率幅等の要件を満たすものであること

(規則第12条第4号)

全て満たす その他

①料率の算出に用いる危険要因

年齢 性別 運転歴 左記のもののみ
使用目的 使用状況 地域 その他
種別 安全装置 所有台数 使用

②料率格差

統計・保険数理に基づく その他
年齢格差 3倍以下 3倍超
性別格差 1.5倍以下 1.5倍超
地域格差 1.5倍以下 1.5倍超
(地域区分 適当 その他)

③料率幅

±12.5%以内 その他

1. 認可申請内容評価表 (生命保険会社用)

〇〇〇〇生命〇〇会社

(1) 認可申請に係る商品の内容 (種目、編等)

[Empty box for item 1 content]

(2) 認可申請の概要

[Empty box for item 2 summary]

(3) 認可申請商品の概要

保険契約者	被保険者	該当(複数可)
企業・団体	個人	
個人	個人	

一般勘定

特別勘定

(4) 申請手続

(a) 保険商品の新設 以下全項目について評価のこと

(b) 既存保険商品の變更 變更部分について評価のこと

(基礎書類のうち變更のない書類については、記載不要)

特約条項の變更

(特約条項以外の)事業方法書の變更

普通保険約款の變更 (複数可)

算出方法書の變更

(c) 申請内容

関係法令の改正に伴う形式的變更や単純な字句の修正等

他社の既存商品と実質的に同等の商品

実質的に同等であることを示す参考資料の添付

あり なし

(5) 申請事項の記述等の確認 責任をもった複数段階チェック済 未済

(6) 全般的事項 事業方法書等の各記載が保険業法等に沿ったものであるか
沿ったものである 問題点あり

2. 事業方法書・普通保険約款

注・事業方法書・普通保険約款に変更ない場合には記載不要。

変更の場合は、その変更項目について評価を記載する。

普約・特約の複数の変更(新設を含む)がある場合には、
必要に応じ各1通とすることも可。

申請書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。

問題なし

懸念あり

不適切

(複数通の場合) 変更項目

(1) 保険契約の内容が、契約者等の保護に欠けるおそれのないこと(法5条第1項第3号イ)

おそれなし あり

①保険金等の支払事由 特段の条件なし あり

②保険金等の額 契約後の変動を予定しない する

③保険金等の支払方法 特段の不便や不利益なし あり

④保険料の額 契約後の変動を予定しない する

⑤保険料の追加 契約後の追加負担を予定しない する

⑥保険料の支払方法 特段の不便や不利益なし あり

⑦契約継続中の権利義務 特段の制約なし あり
(解約権、自動解約要件、復活、貸付、その他の義務等)

⑧契約後の保険会社の契約内容変更権 なし あり

⑨契約締結等手続の方法

契約者の保護に欠けるおそれなし あり

⑩その他契約者の立場を不安定にする要素 なし あり

(2) 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと(同号ロ) 不当な差別的取扱い なし あり

①契約相手による契約適用上の相違(年齢、性別以外の理由によるもの) なし あり

ある場合には相違点 その理由・根拠

②引受の拒否

自己申告(告知)結果による

診査結果による

契約対象者の範囲を細分限定

その他による拒否予定あり

(3) 保険契約の内容が、公序良俗を害する行為を助長・誘発するおそれのないこと(同号ハ) おそれなし おそれあり

①保険金等の支払事由等(免責事由を含む)

問題なし 懸念あり

②契約存続のための条件 問題なし 懸念あり

③不当利得を生ずる可能性 なし あり

④逆選択を促す可能性 なし あり

⑤契約手続、支払審査手続の確実性 確実 その他

(4) 権利義務その他保険契約の内容が、明確かつ平易に定められたものであること
(同号ニ) 明確平易 その他

①誤字脱字落丁等 なし あり

②条文等の内容・関係について矛盾 なし あり

③意味不明や難解な部分 なし あり

④文言や表現に誤解を招くおそれ なし あり

⑤権利義務が全て明確か 明確
必ずしも明確でない部分あり

⑥保険契約者に十分読める明確な約款等を予定している
予定 その他

⑦契約の重要な要素を契約者に明確に理解できる方法を予定
しているか 予定 その他

(5) 保険契約の内容が、需要及び利便に適合した妥当なものであること(同号ホ、規則第11条第1号)

適合 妥当

(6) 被保険者の同意の方式が書面同意、その他これに準じた方式であり、明瞭に定められていること(同条第2号) 本項無関係 関係あり

①契約者と被保険者の関係 同一人 別人

②被保険者の死亡に対して保険金等の支払
なし あり

③(①「別人」かつ②「あり」の場合) 同意方式
適正 その他

(7) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること
(同条第2号の2)

本項無関係 適正 その他

(8) 解約による返戻金の開示方法(同条第3号)

適正明瞭 その他

(9) 保険金の支払基準及び限度額が適正であること(同条第4号)

適正 その他

①保険金の支払基準

支払対象事由 適正 その他

支払対象範囲 明確 その他

モラルリスクを招くおそれ なし あり

明確さ 明確 その他

②保険金の限度額

モラルリスクを招くおそれ なし あり

(10) 特別勘定の財産の運用に係る体制が適正(同条第6号)

特別勘定を設けない 適正 その他

(11) 業務又は事務を委託する場合において、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる(同条第7号)

事務等の委託を行わない

他商品一般の委託と同様

的確公正効率的に遂行できる

懸念あり

3. 算出方法書

注・算出方法書に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、その変更項目について評価を記載する。
性質の異なる複数の変更(特約の新設・変更を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。
申請書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。

問題なし
懸念あり
不適切

(複数通の場合) 変更項目 _____

保険契約の種類

標準責任準備金対象契約 標準責任準備金対象外契約

理由

毎年配当 無配当 その他の配当方式 変額 その他
死亡・生存に対する給付 疾病に対する給付 年金 その他
保険期間 1年以下 1年～5年 5年～10年 10年～20年 20年～30年 30年以上

(1) 保険料及び責任準備金が保険数理に基づき合理的・妥当であること(法第5条第1項第4号イ) 合理的妥当 その他

①保険料の計算基礎

予定死亡率 標準生命表 その他

予定発生率 公的データ等 その他

基礎データの補整

標準生命表と同様 特約の条項に合致しているなど合理的

予定利率 標準利率 その他

利率変動型商品の場合、利率設定根拠と運用対象資産、運用期間との整合性
あり なし

予定事業費率

設定方法 合理的 その他

新契約費 (%)

維持費率 (%)

集金費率 (%)

その他

類似商品との水準 同程度 その他

引き下げる場合 対応する経費削減策 あり なし

その他の計算基礎率 なし あり (名称 _____)

法令及び数理に基づいた保険料の計算 適当 その他

②責任準備金の計算基礎(保険料の計算基礎と異なる場合に記入)

予定死亡率 標準生命表 その他

予定発生率 公的データ等 その他

予定利率 標準利率 その他

(%)

その他の計算基礎率 なし あり (名称 _____)

法令及び数理に基づいた責任準備金の計算 適当 その他

(健全性の確保 問題なし その他)

責任準備金の積立方式 標準対象契約 標準 その他

標準対象外契約 平準純保 その他

③割引等の設定

設定なし 数理上適当な設定

数理上の根拠弱い

④計算の基礎等の信頼性

あり 根拠が弱い なし

⑤記載が確実か

誤字誤記等 なし あり

計算間違い なし あり

(2) 保険料に関し、特定の者に対して不当に差別的な取扱いをするものではないこと
(同号口)

不当に差別的取扱いなし あり

①契約相手による保険料等の適用上の相違

なし あり

ある場合は相違点 その理由・根拠

(3) 契約者価額の計算が保険契約者にとって不当に不利益なものでないこと(規則第12条第1号)

①解約返戻金の水準

適当 その他

(4) 保険料以外の部分に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと(規則第12条第2号)

あり なし

1. 認可申請内容評価表(損害保険会社用)

〇〇〇〇保険〇〇会社

(1) 認可申請に係る商品の名称(種目、編等)

[Empty box for product name]

(2) 認可申請の概要

[Empty box for application summary]

(3) 認可申請に関わる商品の販売対象等

保険契約者	被保険者	該当(複数可)
企業・団体	企業・団体	
企業・団体	個人	
個人	個人	

積立型 非積立型

(4) 申請手続

a 保険商品の新設 以下全項目について評価のこと

b 既存保険商品の変更 変更部分についてのみ評価のこと
(基礎書類のうち変更のない書類については、記載不要)

- 特約条項の新設・変更
 - (特約条項以外) 事業方法書の変更
 - 普通保険約款の変更
 - 算出方法書の変更
- (複数可)

c 申請内容 関係法令の改正に伴う形式的変更や単純な字句の修正等
 他社の既存商品と実質的に同等の商品
実質的に同等であることを示す参考資料の添付
 あり なし
 その他

(5) 申請事項の記述等の確認 責任をもった複数段階チェック済 未済

(6) 合法性 事業方法書等の各記載が保険業法等に沿ったものであるか
沿ったものである 問題点あり

(7) 認可申請の内容に関し特に補足すべき事項

[Empty box for additional remarks]

[Empty box for additional remarks]

2. 事業方法書・普通保険約款

注・事業方法書・普通保険約款に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、その変更項目についての評価を記載する。
 普約・特約の複数の変更(新設を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。
 申請関連書類等の該当(関連)ページを右欄に付記する。

問題なし
 懸念あり
 不適切

(複数通の場合) 変更項目

(1) 保険契約の内容が、契約者等の保護に欠けるおそれのないこと(法第5条第1項第3号イ)

おそれなし あり その他

①保険金等の支払事由 特段の限定・条件なし あり

②保険金等の額 契約後の変動を予定しない する

③保険金等の支払方法 特段の不便や不利益なし あり

④保険料の額 契約後の変動を予定しない する

⑤保険料の追加 契約後の追加負担を予定しない する

⑥保険料の支払方法 特段の不便や不利益なし あり

⑦契約存続中の権利義務 特段の制約なし あり

⑧契約後の保険会社の契約内容変更権 なし あり

⑨その他契約者の立場を不安定にする要素 なし あり

⑩契約締結等手続の方法 契約者保護に欠ける あり
 おそれなし

(2) 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと (同号ロ)

不当な差別的取扱いなし あり その他

①契約相手による契約適用上の相違

なし あり

(ある場合には相違点 その理由・根拠を示すページ)

②引受の拒否

一般には予定していない

可能性はあるが保険商品の社会公共性が低い

予定あり

(3) 保険契約の内容が、公序良俗を害する行為を助長・誘発するおそれのないこと (同号ハ)

おそれなし おそれあり その他

①保険金等の支払事由等

問題なし 懸念あり

②契約存続のための条件

問題なし 懸念あり

③不当利得を生ずる可能性

可能性なし あり

④第三者が利益等を得る

可能性なし あり

可能性

(4) 権利義務その他保険契約の内容が、明確かつ平易に定められたものであること (同号ニ)

明確平易 その他

①誤字脱字落丁等

なし あり

②条文等の内容・関係についての矛盾

なし あり

③意味不明や難解な部分

なし あり

④文言や表現に誤解を招くおそれ

なし あり

⑤権利義務が全て明確か

明確

必ずしも明確でない部分あり

⑥保険契約者に十分読める明確な

約款等を予定しているか

予定 その他

⑦契約の重要な要素を契約者に明確に

理解できる方法を予定しているか

予定 その他

(5) 保険契約の内容が、需要及び利便に適合した妥当なものであること (規則第11条第1号)

適合妥当 その他

(6) 被保険者の同意の方式が書面同意、その他これに準じた方式であり、明瞭に定められていること
本項無関係 関係あり (同条第2号)

①契約者と被保険者の関係 同一人 別人

②被保険者の死亡に対して保険金等の支払
なし あり

③ (①「別人」かつ②「あり」の場合) 同意方式
適正 その他

(7) 電気通信回線を利用して、契約申込等を行う場合の措置が講じられていること(同条第2号の2)
本項無関係 適正 その他

(8) 解約による返戻金の開示方法(同条第3号)
適正明瞭 その他

(9) 保険金の支払基準及び限度額が適正であること(同条第4号)

本項無関係 適正 その他

①人の死亡に関し一定額の支払を行うものか
行わない 行う

②疾病・傷害等に関し一定額又は損害てん補を
行わない 行う

③ (①又は②行う場合) 保険金の支払基準・限度額
適正 その他

(10) 再保険に付した金額を控除した保険金額の限度額を合計した額が、総資産の額に比して妥当なものであること(同条第5号)

妥当 その他

(11) 積立勘定の財産の運用に係る体制が適正(同条第6号)

積立勘定を設けない 適正 その他

(12) 業務又は事務を委託する場合において、保険業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる
(同条第7号)

事務等の委託を行わない
他商品一般の委託と同様
業務等を的確公正効率的に遂行できる
懸念あり

(13) 規則第53条の書面の受領を示す署名又は押印を得る措置が明確に定められていること

本項無関係 要件に合致 その他 (同条第8号)

①規則第53条第1号～第4号への該当

右のいずれでもない 第1号(給付金額の変動)該当

(②の記載不要) 第2号(外国通貨表示)該当

(事業者向け専用のものを除く)

第3号(予定解約率、解約返戻金なし)

第4号(転換型)

特約自由等を採用

②規則各号に示す内容を記載した書面の交付及びその受領の署名押印を得る措置の規定

事業方法書上明確に記載 その他

(14) 保険会社が契約内容の変更ができる保険契約の場合の要件(同条第9号)

本項無関係 要件に合致 その他

①契約内容変更規定

右のいずれでもない 変更規定 特約自由等

(①②の記載不要) あり を採用

②契約内容変更の要件、変更箇所、変更内容、契約者への通知の時期

契約上明確に規定 その他

③変更の通知に対しての解除

不利益なく解除できる その他

3. 算出方法書

注・算出方法書に変更ない場合には記載不要。変更の場合は、その変更項目についての評価を記載する。
 性質の異なる複数の変更(特約の新設・変更を含む)がある場合には、必要に応じ各1通とすることも可。
 申請関連書類等の該当(関連) ページを右欄に付記する。

問題なし
 懸念あり
 不適切

(複数通の場合) 変更項目

(1) 算出方法書が保険数理に基づき合理的・妥当であること(法第5条第1項第4号イ)

合理的妥当 その他

①保険料 (率)

点 幅 (%) 標準 自由

自社料率 経過措置料率 その他

予定損害率(%) 予定事業費率(%)

数理計算の基礎

純率

算定会参考純率 自社固有データ実績
 その他 他の国内データ等実績
 海外のデータ等実績
 上記の混合使用

付加率

自社実績使用 修正要素援用 その他

予定利率(積立商品の場合) _____%

割引等の設定

設定なし 数理上適当な設定
 数理上の根拠弱い

②法令及び数理に基づいた責任準備金の計算

適当 その他

③計算の基礎等の信頼性

あり 根拠が弱い なし

④記載が確実か

誤字誤記載等 なし あり
 計算間違い なし あり

(2) 保険料等に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

(同号口、規則第12条第2号)

不当な差別的取扱いなし あり その他

①契約相手による保険料等の適用上の相違

なし あり

(ある場合は相違点 その理由・根拠を示すページ)

(3) 付加保険料率が、保険の引受けに伴い支出すると見込まれる費用を償えるものであること

(規則第12条第3号)

償える その他

(4) 自動車保険の場合、危険要因、料率格差、料率幅等の要件を満たすものであること

(規則第12条第4号)

全て満たす その他

①料率の算出に用いる危険要因

年齢 性別 運転歴 左記の
使用目的 使用状況 地域 もののみ
種別 安全装置 所有台数 その他
使用

②料率格差

統計・保険数理に基づく その他
年齢格差 3倍以下 3倍超
性別格差 1.5倍以下 1.5倍超
地域格差 1.5倍以下 1.5倍超
(地域区分 適当 その他)

③料率幅

±12.5%以内 その他

○商品の概要書(生命保険会社用)・・A4版横書にて作成のうえ提出

記載事項	記載内容等
1. 名称	
2. 趣旨	当該商品を開発する必要性及びその必要性を客観的に示す資料を添付する(追随商品は特に必要としない)。
3. 仕組・特徴	(1) モデル(図表) 責任準備金のラインを入れたもの。 代表的年齢による保険料例を含む。 (2) 特徴
4. 保障内容	(1) 保険金等の種類 (2) 支払事由 (3) 支払金額 (4) 免責事由 約款上の文言を記載する。 (5) その他
5. 保険期間等	(1) 保険期間 (2) 保険料払込期間 (3) 契約年齢範囲
6. 保険金額制限	(1) 同一被保険者限度 (2) 他保険金との通算限度 既存の基準に通算しない場合、その理由。
7. 危険選択の方法及びその通算制限	(1) 告知扱 (2) 面接士扱 既存の基準に通算しない場合、その理由。 (3) 医師扱
8. 変更制度等	(1) 減額、保険料払込期間変更等の保険期間中の変更制度 (2) 他保険加入等の保険期間満了後の変更制度 (3) 契約内容変更条項(省令第11条第9号に係るもの)の有無 (4) その他特段の制限等
9. 付加範囲	(1) 付加可能特約(特約の場合は主契約) (2) 特約の場合、中途付加の可否 制限をかけている場合はその理由(特に特約の場合に付加できる主契約を制限している理由)
10. 保険料払込方法	(1) 経路 (2) 回数
11. 販売方法	
12. 特別勘定運用体制	組織図、人員を添付する。
13. その他	(1) 当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容。 (2) 新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (3) 定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨記載する。

○数理事項についての概要書(生命保険会社用)… A4版横書にて作成のうえ提出

記載事項	記載内容等
1. 保険料の計算の方法に関する事項	<p>(1)計算基礎率一覧表(既存商品との比較を含む)</p> <p>①予定発生率等</p> <p>(i)予定発生率 給付事由と発生率との関係 発生率作成フローチャート(基礎データの概要を含む) 給付内容が類似している既存発生率との相違点</p> <p>(ii)保険料免除のための予定率 保険料払込免除事由との関係 新規作成の場合、予定率作成のフローチャート</p> <p>②予定利率 設定根拠(幅認可の場合、実際の届出利率)</p> <p>③予定事業費率</p> <p>(i)新契約費率 (ii)維持費率 (iii)集金費率 既存予定事業費率からの修正方法(算定根拠)</p> <p>(2)保険料の計算方法 営業保険料の計算式及びその意味</p>
2. 責任準備金の計算の方法に関する事項	<p>標準責任準備金対象契約であるか否か、またその理由</p> <p>(1)保険料積立金の計算基礎</p> <p>①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由</p> <p>②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由</p> <p>(2)保険料積立金の計算方法 保険料積立金の積立方法(平準純保険料式、5年チルメル式等) 特別条件(特別保険料領収法)を付した場合の保険料積立金への反映方法 危険準備金の積立基準及び限度を新規設定する場合、その計算式及び根拠</p>
3. 契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項	<p>(1)契約者価額の計算基礎</p> <p>①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由</p> <p>②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由</p> <p>(2)契約者価額の計算方法</p> <p>①解約返戻金 解約返戻金の計算方法</p>

記載事項	記載内容等
4. 社員配当準備金又は契約者配当準備金及び剰余金の分配又は契約者配当の計算方法に関する事項	
5. 未収保険料の計算に関する事項	
6. 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項	
7. その他保険数理に関して必要な事項	○上記以外に特筆すべき事項があれば記載する。

○商品の概要書(損害保険会社用) …… A4版横書にて作成のうえ提出

記載事項	記載内容等
1. 名称	
2. 趣旨	
3. 商品内容	①商品内容 ②適用条件 ③保険事故 ④被保険者 ⑤支払保険金 ⑥保険金の請求
4. 先行社	
5. 保険期間	
6. 保険料払込方法	
7. 料率	